

令和7年度
事業概要

目 次

I 国保連合会の概要

1. 目的と性格	2
2. 設立	2
3. 名称・所在地	2
4. 主な事業	2
5. 組織図	2
6. 会員	3
7. 役員	3
8. 事務局組織図	4
9. 国民健康保険診療報酬審査委員会	7
10. 国民健康保険等療養費審査委員会	8
11. 介護給付費等審査委員会	8
12. 介護サービス苦情処理委員会	8

II 事業内容

1. 一般事業	9
2. 診療報酬等審査支払業務	12
3. 介護保険関連業務	15
4. 障害介護給付費等審査支払業務	18
5. 出産育児一時金等支払業務	19
6. 保険者事務共同事業	20
7. 後期高齢者医療事業	21
8. 年金からの保険料（税）特別徴収に係る経由業務	21
9. 保健事業	22
10. 特定健康診査・特定保健指導に関する事業	24
11. 国保データベース（KDB）システム等	26
12. 保健事業支援・評価委員会	26
13. その他	27

III 資 料

1. 会員名簿	28
2. 令和7年度負担金・手数料等	30
3. 令和7年度会計別予算一覧	31
4. 各種統計	34
5. 教育広報用機材一覧表	36
6. 国民健康保険診療施設	37
7. 沿革	38
8. 国保会館案内図	44
9. お問い合わせ先一覧	45

I 国保連合会の概要

1. 目的と性格

国民健康保険団体連合会は、国民健康保険法第83条の規定に基づき、保険者（都道府県・市町村・国保組合）が共同してその目的を達成するために設立された団体で、その性格は公法人です。

2. 設立

昭和16年8月6日 「愛知縣国民健康保険組合聯合會」を設立

昭和23年12月1日 「愛知県国民健康保険団体連合会」に改称

3. 名称・所在地

愛知県国民健康保険団体連合会

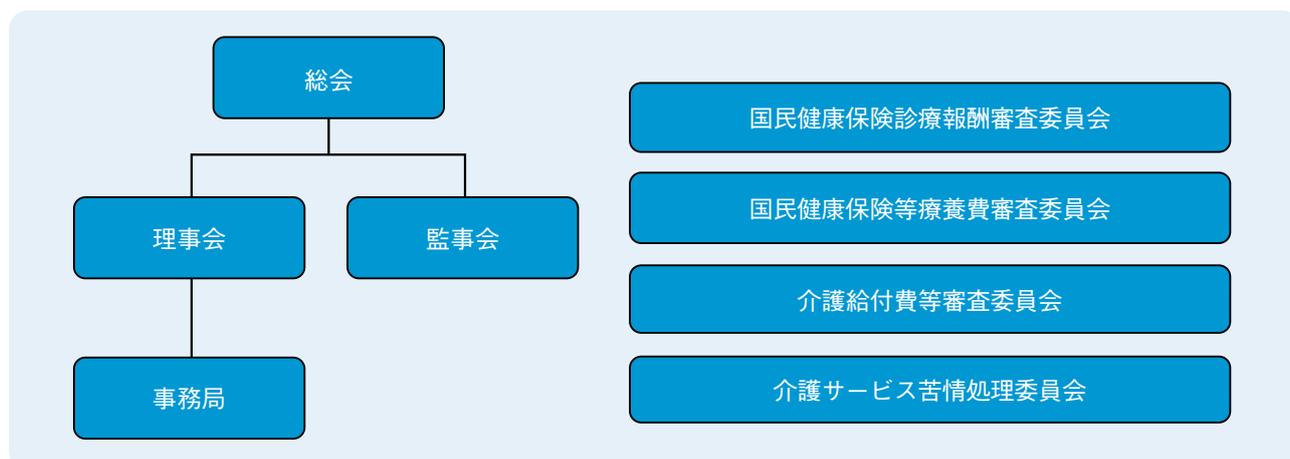
〒461-8532 名古屋市東区泉一丁目6番5号



4. 主な事業

1. 保険者の事務の共同処理
2. 診療報酬の審査及び支払
3. 特定健康診査・特定保健指導等に関する事業
4. 国民健康保険運営資金の融資
5. 保健事業
6. 国民健康保険に関する調査及び研究
7. 国民健康保険に関する広報及び研修等保険者の円滑な事業運営に資する事業
8. 公費負担医療に関する費用の審査及び支払に関する事務
9. 後期高齢者医療に関する費用の審査及び支払に関する事務
10. 後期高齢者医療の円滑な運営に資する事業
11. 介護給付費の請求に関する審査及び支払に関する事務
12. 介護サービス苦情処理に関する業務
13. 介護保険事業の円滑な運営に資する事業
14. 障害介護給付費及び障害児給付費の審査及び支払に関する事務
15. 保険料等の特別徴収に係る経由事務
16. 出産育児一時金の支払に関する事務
17. 健康保険の保険者から委託を受けて行う診療報酬の審査及び支払に関する事務に係る事業

5. 組織図



6. 会員

本会の会員は県1と市町村54と国民健康保険組合6の計61です。（詳細はP28参照）

	会員数	国保被保険者
県	1	—
市	38	1,133,269人
町 村	16	64,900人
組 合	6	223,268人
計	61	1,421,437人

（令和7年4月1日現在）

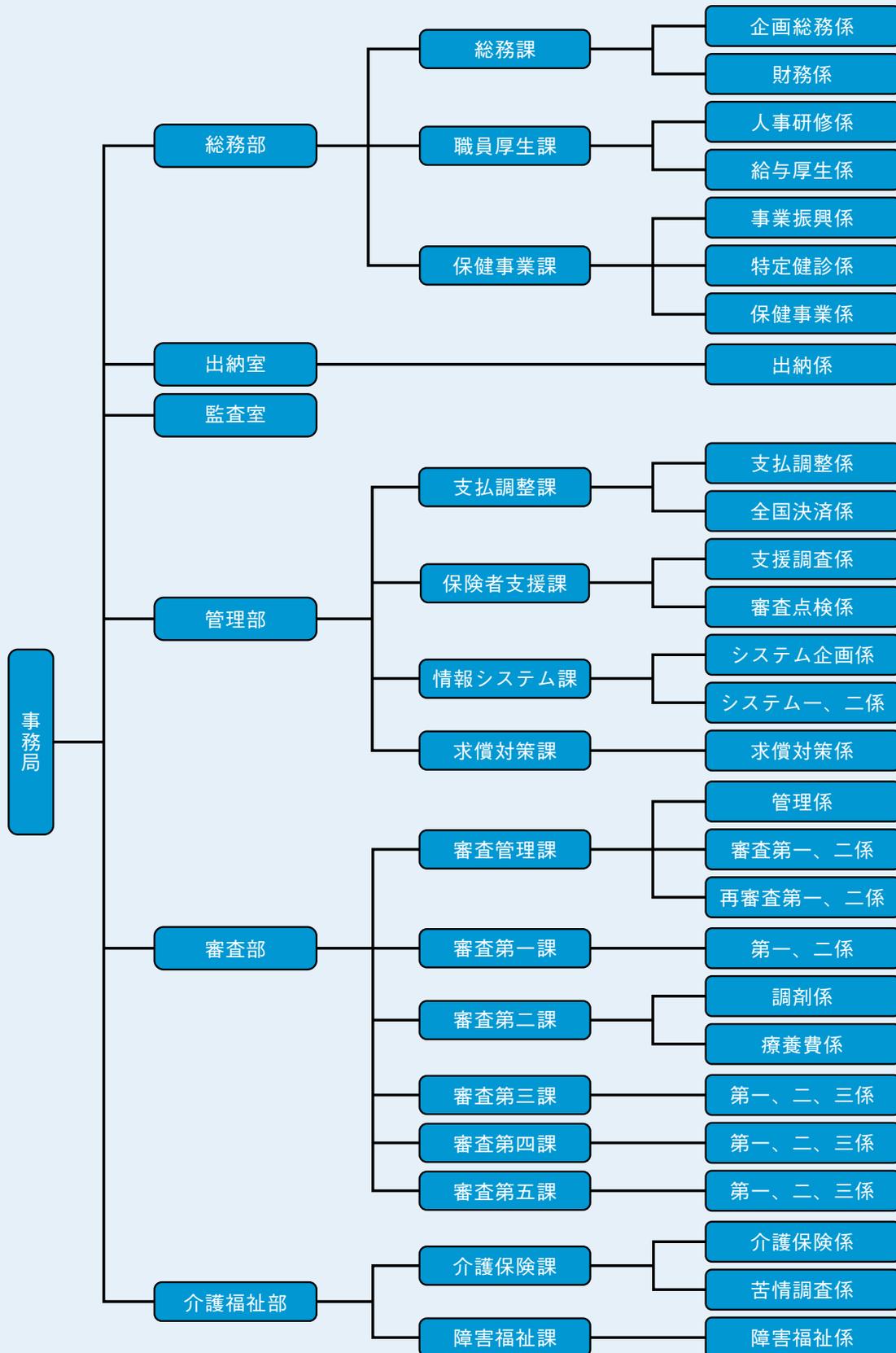
7. 役員

理事の定数は23名以内、監事は3名以内です。

役 名	職 名	氏 名	役 名	職 名	氏 名
理 事 長	田 原 市 長	山 下 政 良	理 事	弥 富 市 長	安 藤 正 明
副 理 事 長	愛 知 県 副 知 事	牧 野 利 香	〃	み よ し 市 長	小 山 祐
〃	蟹 江 町 長	横 江 淳 一	〃	大 口 町 長	鈴 木 雅 博
専 務 理 事	学 識 経 験 者	小 澤 尚 司	〃	飛 島 村 長	加 藤 光 彦
理 事	半 田 市 長	久 世 孝 宏	〃	阿 久 比 町 長	田 中 清 高
〃	春 日 井 市 長	石 黒 直 樹	〃	東 栄 町 長	村 上 孝 治
〃	刈 谷 市 長	稲 垣 武	〃	名 古 屋 市 食 品 国 保 組 合 理 事 長 (国 保 組 合 協 議 会 会 長)	舟 橋 左 門
〃	安 城 市 長	三 星 元 人			
〃	江 南 市 長	澤 田 和 延			
〃	知 多 市 長	宮 島 壽 男	代 表 監 事	学 識 経 験 者	船 戸 淳
〃	尾 張 旭 市 長	柴 田 浩	監 事	愛 西 市 長	日 永 貴 章
〃	清 須 市 長	永 田 純 夫	〃	南 知 多 町 長	石 黒 和 彦

（令和7年4月1日現在）

8. 事務局組織図



■事務分掌

総務部	総務課		
	<p>・企画総務係 申請、許可及び届出等に関する事 理事会、総会及び監事会に関する事 規約、規則及び規程の制定、改廃に関する事 会員及び役員に関する事 会務の運営に関する事 文書に関する事 国民健康保険に関する協議会及び研究会に関する事 会務の企画、経営計画及びIT化の推進等に関する事 ホームページに関する事 保険者の審査支払機関委託先変更に関する事 他の部、室及び課の主管に属さないこと。</p>		<p>・財務係 予算の編成、執行、収入及び支出に関する事 財産の取得、管理及び処分に関する事 国及び県の補助金、貸付金の申請及び精算報告に関する事。</p>
	職員厚生課		
	<p>・人事研修係 人事に関する事 パートタイマーの管理に関する事 職員の研修に関する事 派遣職員に関する事。</p>		<p>・給与厚生係 職員の給与に関する事 職員の福利厚生に関する事 職員の安全及び衛生の管理に関する事。</p>
保健事業課	保健事業課		
	<p>・事業振興係 国民健康保険特別高額医療費共同事業に関する事 国民健康保険直営診療施設に関する事 国民健康保険事業の調査統計に関する事 国民健康保険に関する協議会及び研究会に関する事 保険者協議会に関する事。</p>	<p>・特定健診係 特定健康診査・特定保健指導等に関する事 国保データベース（KDB）システムに関する事 A I Cubeに関する事。</p>	<p>・保健事業係 保健事業に係る保険者支援に関する事 市町村保健師協議会支援に関する事 在宅保健師会活動支援に関する事 保健事業支援・評価委員会に関する事 「愛知の国保」編集に関する事 その他保健事業に関する事。</p>
出納室	<p>・出納係 決算に関する事 金銭、有価証券等の出納及び管理に関する事 物品の出納及び保管に関する事 支払資金の融資運用事務に関する事。</p>		
監査室	<p>例月出納検査、定期監査及び決算監査に関する事 情報セキュリティに関する事。</p>		
管理部	支払調整課		
	<p>・支払調整係 管理部の庶務に関する事 保険医療機関マスタ及び機関届等に関する事 診療報酬等過誤精算に関する事 診療報酬等の支払に関する事 診療報酬等に係る債権差押・譲渡・相続に関する事 支払調整に係る情報提供に関する事 保険者間調整に関する事 管理部の他の課の主管に属さないこと。</p>		<p>・全国決済係 県外分診療報酬全国決済に関する事。</p>
管理部	保険者支援課		
	<p>・支援調査係 保険者受託業務に関する事 保険者業務支援に関する事 保険者業務の相談に関する事 保険者業務支援拡大に向けた調査・調整に関する事 出産育児一時金等処理に関する事 福祉医療（健保分）・妊婦乳児健康診査費処理に関する事 愛知県広域予防接種事業に関する事。</p>		<p>・審査点検係 二次点検業務等保険者受託業務の処理に関する事。</p>

管理部	情報システム課		
	<ul style="list-style-type: none"> ・システム企画係 システム関係の委託契約に関すること。 システム開発に係る企画・調査等に関すること。 共通基盤システムに関すること。 庁内LANに関すること。 保険者専用ネットワークに関すること。 データ集配信ネットワークに関すること。 データセンターの管理運営に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・システム一、二係 国保総合システムに関すること。 国保情報集約システムに関すること。 後期高齢者医療請求支払システムに関すること。 オンライン請求システムに関すること。 その他システムに関すること。 	
	求償対策課		
	<ul style="list-style-type: none"> ・求償対策係 第三者行為損害賠償求償事務に関すること。 交通事故による損害賠償の相談に関すること。 		
審査部	審査管理課	審査第一課（第一、二係）	
	<ul style="list-style-type: none"> ・管理係 審査委員に関すること。 法改正等に係る対応等に関すること。 審査業務関連庶務に関すること。 診療報酬明細書等受付業務の取りまとめに関すること。 審査部の他の課の主管に属さないこと。 ・審査第一、二係 審査委員会及び審査（医科）関連委員会の開催・運営に関すること。 審査関連情報の提供に関すること。 海外療養費の明細書作成処理に関すること。 診療報酬等高点数明細書（医科）事務共助に関すること。 診療報酬等明細書（医科）の調査に関すること。 画面審査の運用に関すること。 その他審査事務共助に関すること。 ・再審査第一、二係 再審査部会（医科）開催・運営に関すること。 再審査に係る審査関連情報の提供に関すること。 海外療養費の明細書作成処理に関すること。 再審査（医科）処理等に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 診療報酬等明細書（歯科）受理・送達に関すること。 診療報酬等明細書（歯科）事務共助に関すること。 診療報酬等明細書（歯科）の調査に関すること。 審査委員会及び審査（歯科）関連委員会の開催・運営に関すること。 再審査部会（歯科）の開催・運営に関すること。 画面審査の運用に関すること。 再審査（歯科）処理等に関すること。 増減・返戻通知、その他医療機関への文書発送に関すること。 その他診療報酬等（歯科）事務に関すること。 	
	審査第二課	<ul style="list-style-type: none"> ・調剤係 診療報酬等明細書（調剤）受理・送達に関すること。 診療報酬等明細書（調剤）事務共助に関すること。 診療報酬等明細書（調剤）の調査に関すること。 審査委員会及び審査（調剤）関連委員会の開催・運営に関すること。 再審査部会（調剤）の開催・運営に関すること。 画面審査の運用に関すること。 再審査（調剤）処理等に関すること。 増減・返戻通知、その他保険薬局への文書発送に関すること。 その他診療報酬等（調剤）事務に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・療養費係 療養費支給申請書等受理・送達に関すること。 療養費支給申請書等事務共助に関すること。 審査委員会及び審査（療養費等）関連委員会の開催・運営に関すること。 再審査（療養費等）処理等に関すること。 増減・返戻通知、その他施術機関への文書発送に関すること。 その他療養費支給申請書等事務に関すること。 海外療養費の受付処理等に関すること。 海外療養費の不正請求対策に関すること。
	審査第三課（第一、二、三係）・四課（第一、二、三係）・五課（第一、二、三係）	<ul style="list-style-type: none"> 診療報酬等明細書（医科）受理・送達に関すること。 診療報酬等明細書（医科）事務共助に関すること。 診療報酬等明細書（医科）の調査に関すること。 審査委員会（医科）の補助に関すること。 画面審査の運用に関すること。 増減・返戻通知、その他医療機関への文書発送に関すること。 その他診療報酬等明細書（医科）事務に関すること。 	
	介護保険課	障害福祉課	
<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険係 介護給付費等審査委員会に関すること。 介護給付費等及び主治医意見書作成料の審査支払に関すること。 介護給付費等の過誤精算に関すること。 事業所及び受給者台帳に関すること。 介護保険審査支払等システム運用管理に関すること。 保険者事務共同処理に関すること。 介護給付適正化事業に関すること。 保険料特別徴収事務に関すること。 介護報酬に係る債権差押・譲渡・相続に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情調査係 介護サービス苦情処理委員会に関すること。 苦情処理業務に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉係 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス費等及び児童福祉法に基づく障害児給付費等に関すること。 障害者総合支援医師意見書作成料に関すること。 障害福祉サービス費及び障害児給付費の過誤精算に関すること。 障害者総合支援給付支払等システム運用に関すること。 保険者事務共同処理に関すること。 障害福祉サービス費等に係る債権差押・譲渡・相続に関すること。 	

9. 国民健康保険診療報酬審査委員会

本会には、国民健康保険法（以下「法」という。）第45条第5項及び高齢者の医療の確保に関する法律第70条第4項の規定に基づき、保険者及び愛知県後期高齢者医療広域連合から委託を受け、診療報酬等請求書の審査を行うため、法第87条の規定に基づき「国民健康保険診療報酬審査委員会」が設置されています。

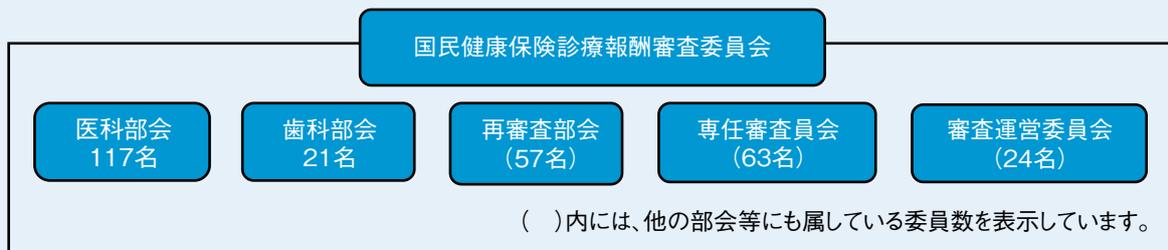
審査委員会は、愛知県知事が定めるそれぞれ同数の保険医及び保険薬剤師を代表する委員、保険者を代表する委員並びに公益を代表する委員をもって組織され、委員は愛知県知事が委嘱します。

委員の任期は2年で、会長1人・副会長2人は公益を代表する委員の中から選出されます。

審査委員会の定足数は委員の定数の半数以上で、審査は出席委員の過半数で決め、可否同数のときは、会長が決定します。

審査委員会に、内科部会、歯科部会、再審査部会、専任審査員会及び審査運営委員会が設置されています。

また、厚生労働大臣が定める診療報酬請求書に係る明細書については、国保中央会の特別審査委員会に審査を委託しています。



【会 期】 毎月5日間（会期中の日曜日を予備日とする。）

【委 員 数】 138名（令和7年6月1日現在）

内科	47名	精神科	4名	小児科	3名	外科	24名
整形外科	11名	皮膚科	4名	泌尿器科	4名	産婦人科	3名
眼科	7名	耳鼻咽喉科	4名	歯科	21名	薬剤	6名

【選出区分】 保険医代表：46名 保険者代表：46名 公益代表：46名

特別審査

法第45条第6項の規定に基づき、厚生労働大臣の定める診療報酬請求書の審査に係る事務については、国民健康保険中央会が設置する特別審査委員会に委託することができます。

審査対象となる診療報酬明細書は、以下のとおりです。

- ・入院に係る医科診療報酬明細書のうち合計点数（心・脈管に係る手術を含む診療に係るものについては特定保険医療材料に係る点数を除いた合計点数）が38万点（特定機能病院及び臨床研究中核病院にあっては35万点）以上のもの、又は同種死体肺移植術、生体部分肺移植術、同種心移植術、同種心肺移植術、生体部分肝移植術及び同種死体肝移植術に係る手術を含むもの。
- ・歯科診療に係る診療報酬明細書のうち合計点数が20万点以上のもの。

10. 国民健康保険等療養費審査委員会

保険者から委託を受け、国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律に基づく被保険者の柔道整復師の施術並びにはり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費の支給申請書の審査を行うため、本会に「国民健康保険等療養費審査委員会（以下「療養費審査委員会」という。）」を設置しています。

療養費審査委員会は、愛知県保健医療局長が定めるそれぞれ同数の施術担当者を代表する委員、保険者を代表する委員及び学識経験者の委員をもって組織され、委員は愛知県保健医療局長が委嘱します。

委員の任期は2年で、委員長は委員の互選により学識経験者の委員の中から選出します。

療養費審査委員会は、委員の2分の1以上の出席をもって審査の決定を行います。

【会 期】 毎月2日間 【委員数】 15名（令和7年6月1日現在）
【選出区分】 学識経験者：5名 保険者代表：5名 施術担当者代表：5名

11. 介護給付費等審査委員会

介護保険法第179条の規定に基づき、介護保険者から委託を受け、介護給付費請求書等の審査を行うため、本会に「介護給付費等審査委員会」を設置しています。

介護給付費等審査委員会は、サービス担当者を代表する委員、市町村を代表する委員及び公益を代表する委員をもって組織され、委員は本会理事長が委嘱します。

介護給付費等審査委員会に、介護医療部会及び審査部会が設置され、介護医療部会は、医師をもって充て、短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護における緊急時施設療養費、緊急時施設診療費、特定診療費、特別療養費及び特別診療費並びに介護保健施設サービスにおける緊急時施設療養費、所定疾患施設療養費及び特別療養費並びに介護療養施設サービスにおける特定診療費並びに介護医療院サービスにおける緊急時施設診療費及び特別診療費の請求の審査を行います。また、審査部会は、介護医療部会の所掌以外の介護給付費請求等に係る審査を行います。

委員の任期は2年で、会長、副会長及び部会長は、委員の互選により公益を代表する委員の中から選出します。

【会 期】 毎月各部会1日間
【委員数】 18名（令和7年4月1日現在）

医師	5名	歯科医師	2名
薬剤師	2名	柔道整復師	1名
保健・福祉	8名		

【選出区分】 サービス担当者代表：6名
市町村代表：6名
公益代表：6名



12. 介護サービス苦情処理委員会

介護保険法第176条第1項第3号に基づき、苦情処理業務を円滑かつ公正に行うために、本会に「介護サービス苦情処理委員会」を設置しています。

介護サービス苦情処理委員会は福祉等関係の学識経験者若干名をもって組織され、委員は本会理事長が委嘱します。

委員の任期は2年で、委員長は委員の互選により選出します。

苦情申立てに対し、委員会が要件審査、事業所への指導・助言等について審理を行います。

【会 期】 毎月2日間 【委員数】 4名（令和7年4月1日現在）
【選出区分】 福祉等の学識経験者

II 事業内容

1. 一般事業

(1) 総会、役員会等

■総会（年2回）

総会は国保連合会の議決機関で、会員である61保険者で組織されています。

総会の議決事項は国民健康保険法で定められているとおり、予算・決算、規約の変更等であり、毎年2月及び7月に通常総会を開催します。また、必要に応じて臨時総会を開催します。

■理事会（年2回）

理事会は国保連合会の執行機関で、理事の定数は23名以内です。

理事会の議決事項は、総会の招集及び総会に提出する議案、会務運営の具体的方針の決定、規則、規程の制定及び改廃等についてです。

■監事会（年1回）

監事の定数は3名以内で、年1回監事会を開催し、決算の状況、財産の管理について監査を行います。

■定期監査（年1回）

期日を定めて財務に関する事務の執行及び上半期の事業全般に関する管理執行状況、並びに下半期の予定計画等について代表監事による監査を行います。

(2) 国民健康保険制度の改善強化及び財政安定対策

国民健康保険制度を持続可能なものとするために、国保制度の更なる改善強化に向けて国保中央会と協調して諸会議及び実行運動に参加します。

- ・国保制度改善強化全国大会及び同運営委員会
- ・国民健康保険関係予算獲得のための予算対策陳情運動
- ・国及び関係国会議員に対する個別陳情等



国保制度改善強化全国大会

(3) 国保事業運営に関する連絡会議及び研究会

保険者との緊密な連携のもとに、国民健康保険事業の円滑な運営を図るため、各種連絡協議会等を必要に応じ開催し、当面する諸問題について研究・協議します。また、中央の諸会議にも積極的に参加し、研究・協議・成果の反映に努めます。

■中央における会議等

全国国保運営協議会会長等連絡協議会

■愛知県内における会議・委員会等

国民健康保険主管課長会議

役員保険者国保主管課長会議

国民健康保険事業推進委員会

■研修会等

国民健康保険・福祉医療事務初任者研修会

(4) 国保事業充実強化推進運動（新・国保3%推進運動）

国保財政安定化を図るため、保険料（税）適正化・収納率向上対策、医療費適正化対策、保健活動強化対策の3施策を保険者とともに推進します。

- ・国民健康保険料（税）収納率向上特別研修会の開催
- ・多重債務者相談事業の支援
- ・国保講座の開催
- ・第三者行為損害賠償求償事務担当者研修会の開催
- ・保険者のレセプト点検調査事務の支援
- ・第三者行為求償事務支援事業の実施
- ・「愛知県市町村保健活動のすがた」の作成
- ・保険者が行う保健事業への支援

(5) 統計資料の作成

国民健康保険事業の運営に資するため、国保事業の実態や状況の調査を行うほか、他保険者との比較検討のための統計資料の作成・配布を行います。

- ・国民健康保険・後期高齢者医療診療報酬等審査支払状況
- ・グラフで見る愛知の国保
- ・その他調査統計資料

(6) 広報宣伝事業

国民健康保険事業の円滑な運営に資するため、各種情報及び参考資料の提供に努めます。

- ・ 機関誌「愛知の国保」を隔月発行
- ・ 国保新聞の配布（毎月3回）
- ・ 国保情報による情報提供（毎週1回）
- ・ 特定健診の啓発・健康づくりの推進に関する各種メディア、ポスター等を利用した広報
- ・ 保険料（税）納税意識喚起に関するポスターを利用した広報
- ・ 資格得喪に関する手続き用紙の作成



「愛知の国保 2025年5月号」

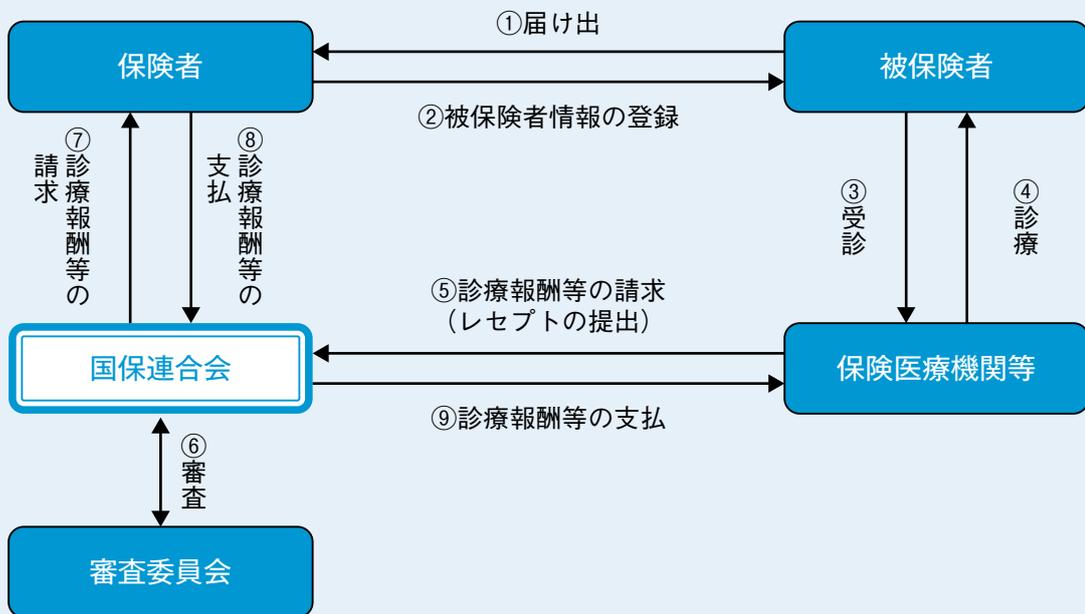
2. 診療報酬等審査支払業務

本会では、保険者の委託を受け、保険医療機関等から提出されるレセプト等の診療内容等について審査を行い、保険者に請求を行うとともに保険医療機関等に対し診療報酬等の支払を行います。

審査支払業務は本会の基幹事業であり、年間の取扱件数約6,000万件、支払額約1兆4,200億円に上るレセプトの事務処理を行うことで医療費の適正化に重要な役割を果たしています。

診療報酬等の適正な審査及び迅速な支払を期すため、システムを利用した審査事務共助の推進により審査委員会における審査を効率的かつ精緻に執り行うなど、審査支払体制の充実強化を推し進め医療費の適正化に努めます。さらには、情報セキュリティ保全を前提に審査等事務のIT化並びに支払基金とのレセプト受付領域の共同利用化を開始し、システムの整合性かつ効率性の実現を進めています。

診療報酬等審査支払業務フロー



■審査支払業務の種類

1. 国民健康保険診療報酬
2. 後期高齢者医療診療報酬
3. 総合支援医療費
4. 児童福祉医療費
5. 精神保健医療費
6. 原爆医療費
7. 戦傷病者医療費
8. 母子保健医療費
9. 特定疾患医療費
10. 小児慢性医療費
11. 児童福祉施設措置医療費
12. 麻薬取締医療費
13. 感染症予防医療費（結核、感染症）
14. 石綿医療費
15. 療養介護医療費
16. 肝炎医療費
17. 特定B型肝炎ウイルス感染者医療費
18. 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業に係る医療費
19. 指定公費負担医療
20. 難病法に基づく特定医療費
21. 福祉医療費（後期高齢者医療を含む）
22. 妊婦・乳児健康診査費
23. 愛知県広域予防接種委託料

診療報酬等審査支払業務のながれ

1 受付

毎月10日までに、愛知県内の保険医療機関等からレセプトがオンライン請求システムにより本会に提出されます。
本会では、提出されたレセプトについて、所要事項を確認のうえ受付処理を行います。

2 事務点検・審査事務共助

受付けたレセプトは、記録条件に基づいた事務的な点検及び被保険者マスタによる資格点検を行います。また、審査委員会へ提出する過程で、システムによる基本的な診療内容のチェック、職員による審査事務共助として、画面審査システムにて検査・投薬など診療内容に疑義のあるレセプトに疑義事項を記入した付箋を貼付します。

3 審査委員会

事務的な整備等を終えたレセプトを画面審査システムにて、審査委員会に提出します。
審査委員会では、診療内容等について、愛知県知事の委嘱を受けた三者構成による審査委員により、「保険医療養担当規則」等の定めによって、公正かつ厳正に審査が行われます。
診療に関わる請求内容が適切でないとは判断されるものは査定し、記載内容に整理が必要な場合は返戻付箋を貼付します。また、審査委員会は、必要があると認める場合は、都道府県知事の承認を得て保険医療機関等において療養を担当する保険医等に店頭若しくは説明等を求めることができます。（法89条第1項）

4 計数整理・返戻

審査を終えたレセプトは、審査委員会の審査結果に基づき、1件ごとに計数整理を行い、決定点数を算出します。また、記載内容漏れや不明な点があるレセプトなどは保険医療機関等に確認あるいは返戻します。
なお、請求点数に増減が生じた場合は、「増減点連絡書等」により被保険者ごとに増減点・事由を保険医療機関等に連絡します。

5 請求支払額確定処理

計数整理を終えたレセプトをデータ連携により請求支払システムへ連携し請求・支払額を算出・確定します。

6 診療報酬の請求支払

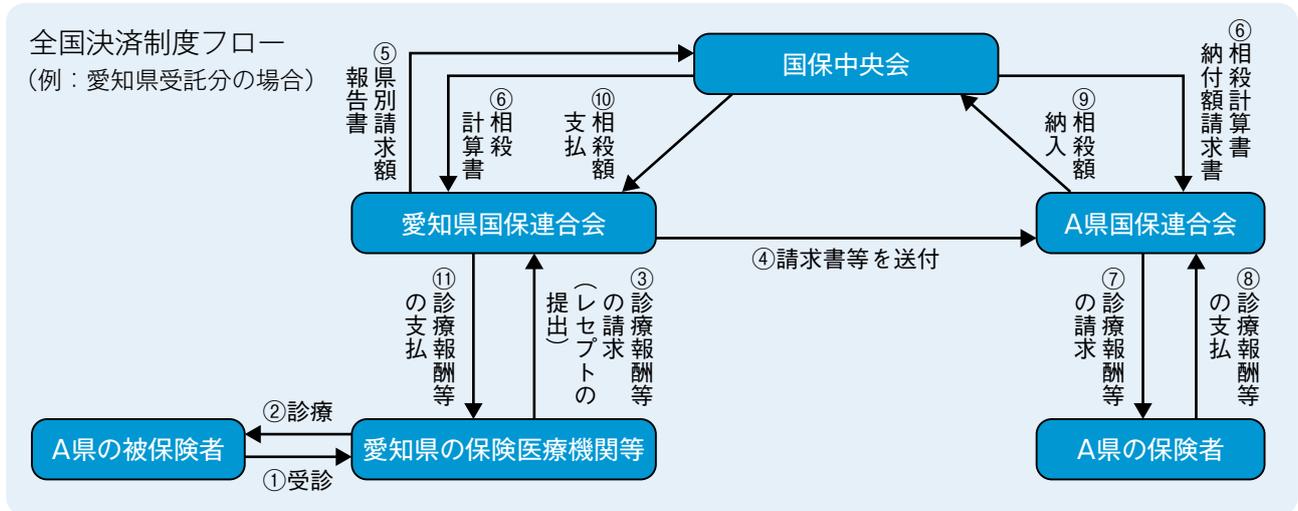
本会は、保険者等との委託契約に基づき、原則審査終了月の翌月の7日までに診療報酬等及び審査支払手数料を請求します。
保険者等はこの請求に基づき、原則18日までに本会に納入することとなります。
本会は、保険医療機関等の診療報酬等を、原則審査終了月の翌月20日までに支払います。

(1) 全国決済制度

全国決済制度とは、県外の被保険者が愛知県内の医療機関を受診した場合（または愛知県の被保険者が県外の医療機関を受診した場合）、保険者所在地の国保連合会へレセプトの送付を行うとともに、国保中央会を通じて各国保連合会間の費用の相殺を行い、診療報酬等の請求手続きの簡素化と支払手続きの単一化を図るものです。

この制度により、保険医療機関等は県外被保険者分のレセプトを含めたまま、所在する国保連合会へ診療報酬等を請求することができます。

保険医療機関所在の国保連合会では、県内保険医療機関等で診療を受けた県外被保険者分を受託分、県外の保険医療機関等で診療を受けた県内被保険者分を委託分として事務処理を行います。



(2) 再審査処理事務

保険者から、診療内容や国の通知等に関し疑義があるレセプトについて、再審査の申し出が行われます。また、保険医療機関から審査委員会における審査結果について疑義がある場合についても、再審査の申し出が行われます。これら申し出について、審査委員会で再度審査を行い、申し出理由が適正・妥当と認められた場合は、査定あるいは復活の処理が行われます。

(3) 過誤調整事務

診療報酬等の審査支払に関し、保険者等に対する請求額及び保険医療機関等に対する支払額の確定後に、資格喪失及び再審査の結果等により請求額や支払額に異動が生じた場合、その調整を行います。

(4) 保険者間調整・振替分割

被保険者資格喪失後受診に係る医療給付費について、被保険者等の負担の軽減及び旧保険者等における速やかな債権の回収を考慮し、次の3つの方法にて保険者間での調整を行います。

- ・療養費代理受領方式：被保険者の同意を得て、医療給付費の返還及び療養費申請を保険者が代行する
- ・包括的合意方式：3者（医療機関等、保険者、国保連合会）の合意のもと、国保連合会が正しい資格情報により保険者へ再請求を行う
- ・振替分割方式：オンライン資格確認等システム内の資格情報を基に3者の合意なしに、国保連合会が正しい資格情報により保険者へ再請求を行う（被用者保険者間も可能）

(5) レセプト二次点検事業

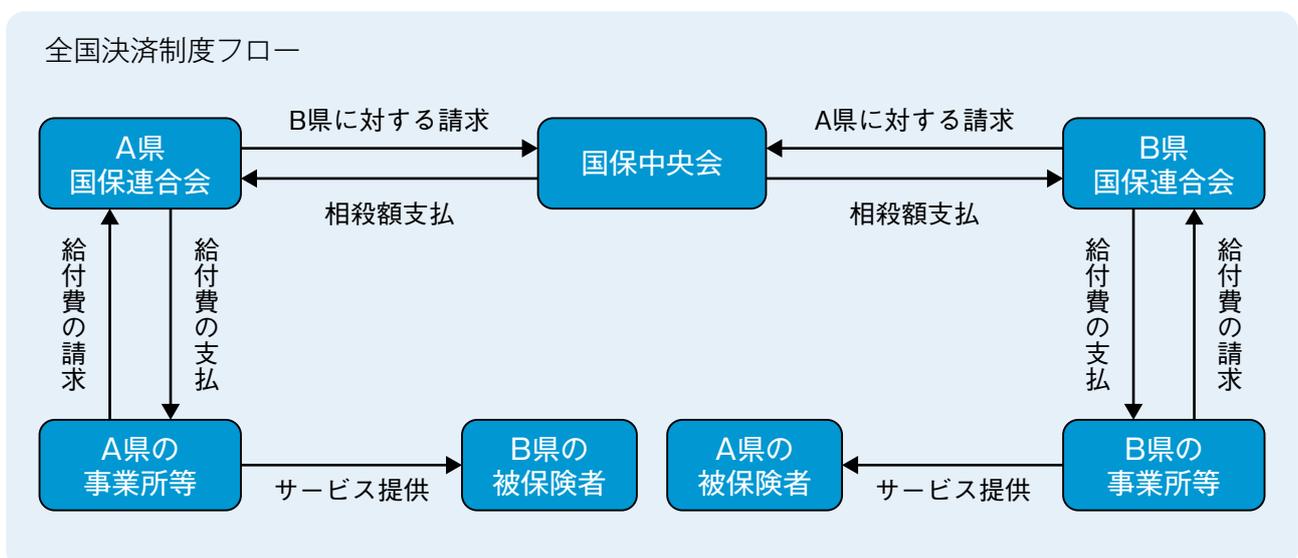
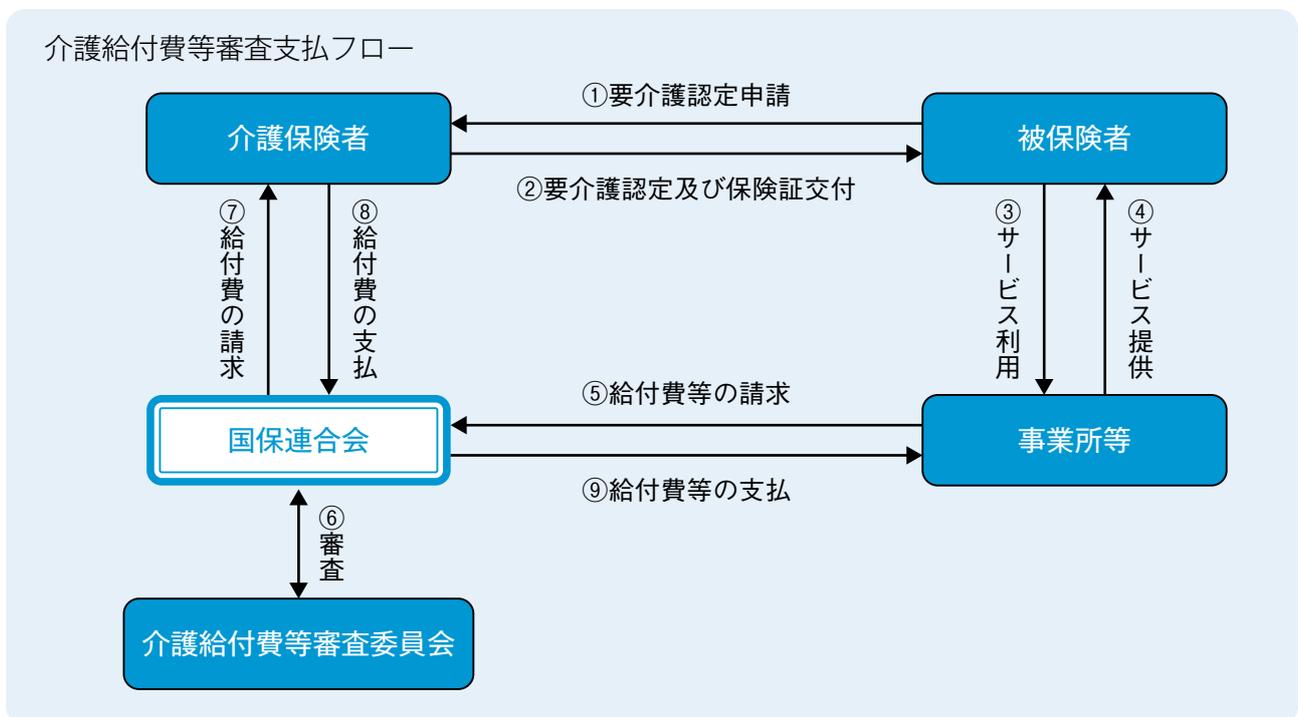
委託を受けた保険者のレセプト全件を対象に、二次点検支援システムを活用した点検を行います。一次審査とは異なる被保険者単位での縦覧・横覧点検等を行い、医療費の適正化に努めます。

3. 介護保険関連業務

居宅サービス事業所、地域密着型サービス事業所、居宅介護支援事業所及び介護保険施設等（以下「事業所等」という。）から提出される介護給付費請求書等について審査支払を行うとともに、主治医意見書作成料の請求・支払、介護給付の適正化対策や帳票作成等の保険者事務共同事業を実施します。また、介護保険サービスについての苦情や相談にも対応します。

(1) 介護給付費等審査支払業務

本会は介護保険法第176条第1項第1号に基づき、介護保険者からの委託を受け、事業所等から提出される介護給付費請求書等を介護給付費等審査委員会によって適正に審査し、介護保険者への請求及び事業所等への迅速な支払を行います。



介護給付費等審査支払業務のながれ

1 受付

毎月10日までに、県又は市町村の指定を受けた事業所等から介護給付費請求書等を受付けます。請求は、インターネットによる伝送、CD等の電子媒体及び紙の請求書があります。

伝送・電子媒体で受付けた請求情報を審査支払システムに取り込みます。また、紙で受付けた請求書等はデータ化してシステムに取り込みます。

2 事務点検・審査事務共助

請求情報の内容や様式等について一次チェックを行います。次に、請求情報を事業所台帳・受給者台帳等に照らし合わせる資格点検や、居宅サービスにかかる介護給付費明細書を居宅介護支援事業所等から提出された給付管理票と突合し、支給限度基準内の請求であるか、支給限度額管理（点検）を行います。

また、介護給付費等審査委員会へ提出する過程で、職員による審査事務共助として、医療に関する内容に疑義のある請求情報について、疑義事項を明示します。

3 介護給付費等審査委員会

事務的な点検を終えた請求情報を審査委員会に提出します。

審査委員会では、請求内容が適切でないもの等について、返戻します。

4 請求

介護保険者及び公費負担者別に審査結果の請求額を決定し、介護給付費等及び審査支払手数料を請求します。

介護保険者等はこの請求に基づき、介護給付費等を審査終了月の翌月23日（公費負担者医療等は20日）までに、本会に納入します。

5 事業所等支払

事業所等ごとに支払額を決定し、審査終了月の翌月25日に事業所等に介護給付費等を支払います。

(2) 介護保険者事務共同処理事業

介護保険者から委託を受け、共同して処理することで経費の削減と事務処理の効率化及び事務事業の円滑な推進を図ることができる事業を実施しています。

- ・ 要介護認定更新支援処理
- ・ 市町村特別給付支払処理
- ・ 償還払給付額管理処理
- ・ 高額医療費合算介護（予防）サービス費支給処理
- ・ 介護給付費通知作成処理
- ・ 原案作成委託料支払処理
- ・ 高額介護サービス費支給処理
- ・ 第三者行為求償突合リスト作成処理

(3) 介護給付適正化対策事業

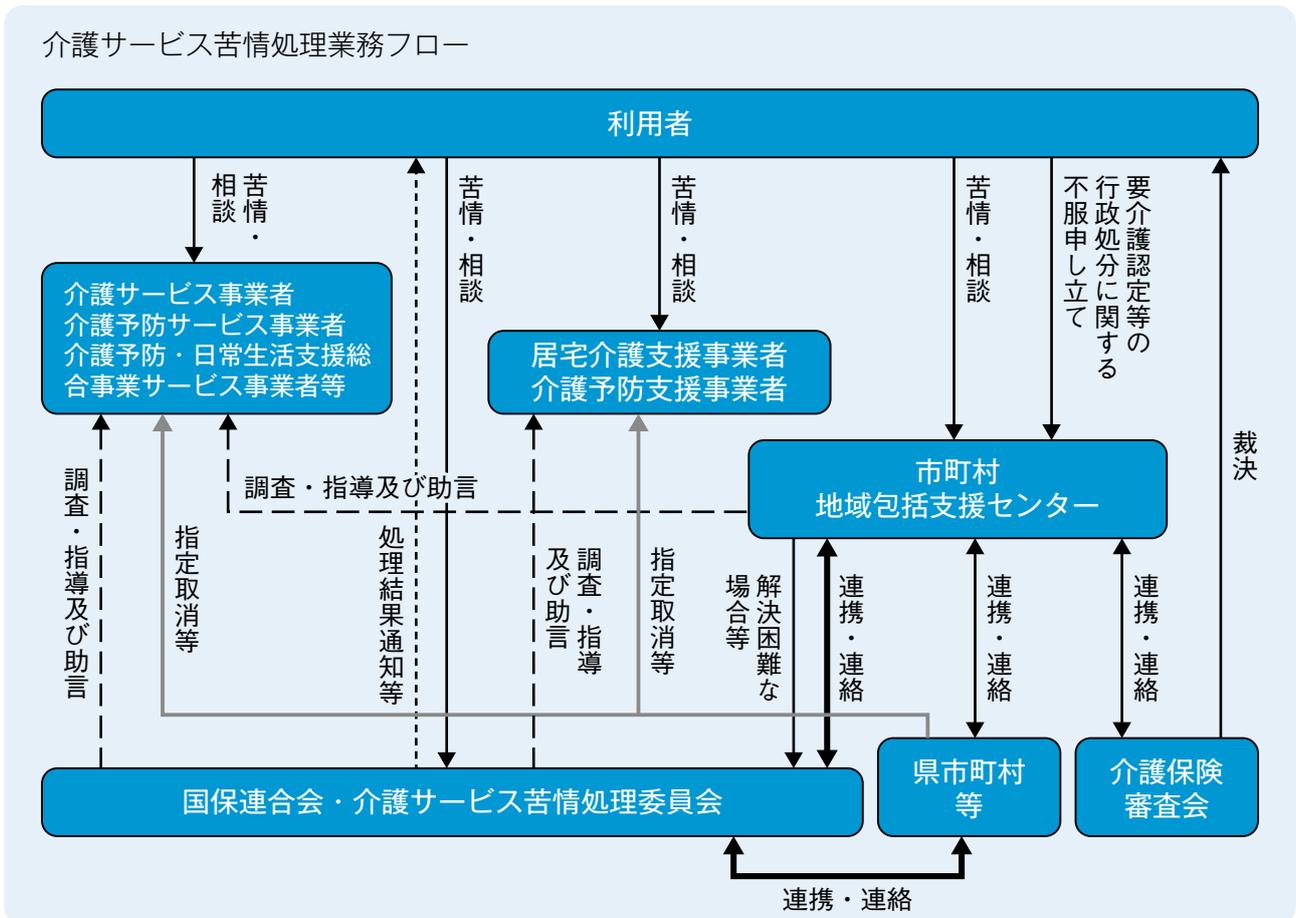
本会が保有する給付実績情報等を有効活用して、審査部会で縦覧審査を行います。また、県と協働し、介護保険者の適正化業務担当者を対象に介護給付適正化事業を円滑に進められるよう研修会の開催や保険者へ赴き、介護給付適正化システムを活用した保険者支援等を行います。

(4) 介護サービス苦情処理業務

■事業所が行う介護サービスについての調査、指導及び助言

介護保険法第176条第1項第3号並びに介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインに基づき、介護保険サービスに係る苦情・相談に対応するとともに、市町村及び県と連携し、事業者に対し調査・指導及び助言を行います。なお、本会は介護保険で指定を受けている事業者並びにその他法令又は通知で定める事業（市町村から審査及び支払業務の委託を受けた事業に限る。）を行う事業者が提供するサービスに関する苦情・相談を対象とします。

苦情処理業務を適切に行うため、事務局とは別に第三者機関として、本会に介護サービス苦情処理委員会を設置しています。



(5) 介護予防事業従事者への研修

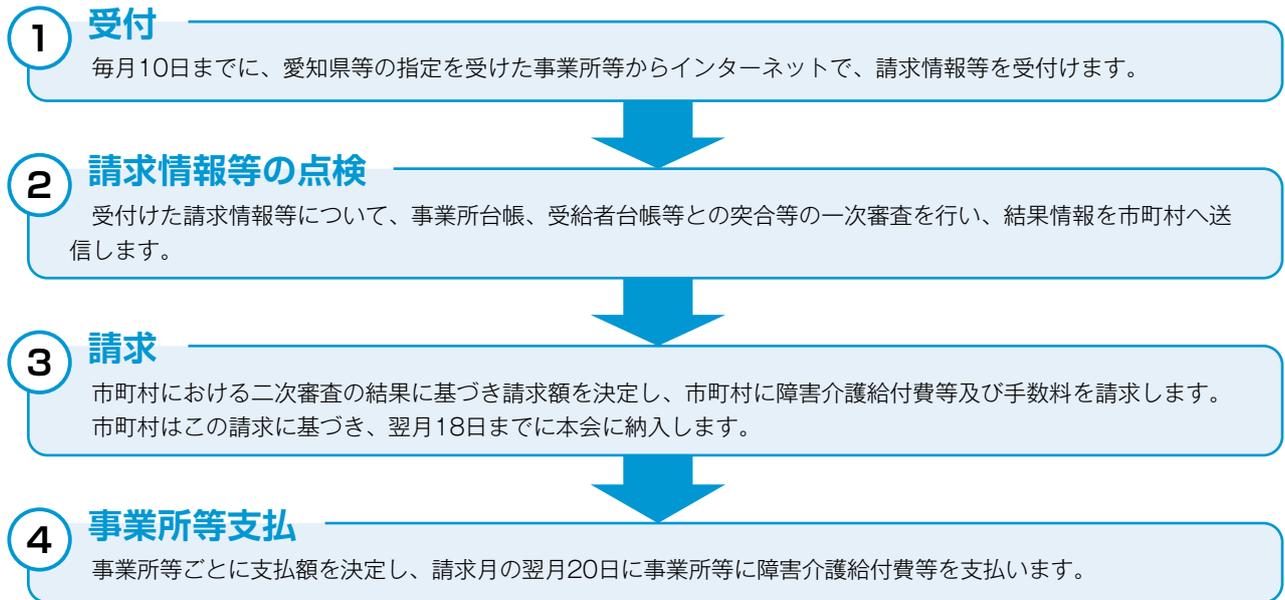
市町村等の介護予防事業に従事している担当者等を対象に、新たな知識を学ぶと共に連携や各々の役割を考える機会とするため、介護予防従事者研修会を開催します。

4. 障害介護給付費等審査支払業務

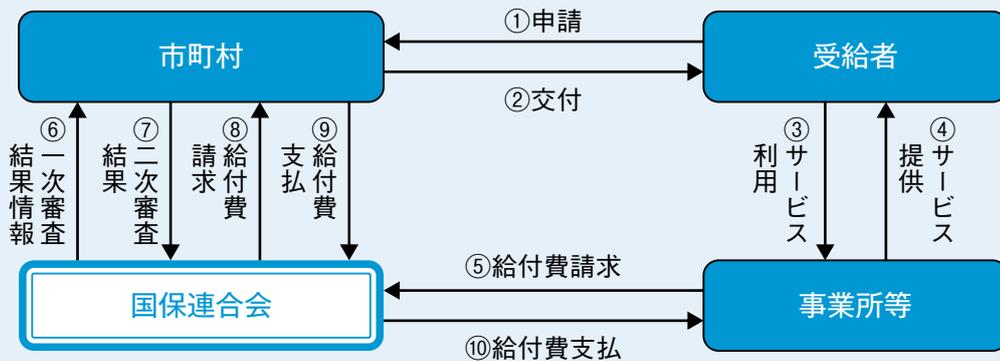
市町村から委託を受け、事業所等から提出される障害介護給付費及び障害児給付費の審査支払業務を行います。

また、市町村からの委託を受け、医師意見書作成料の支払も行います。

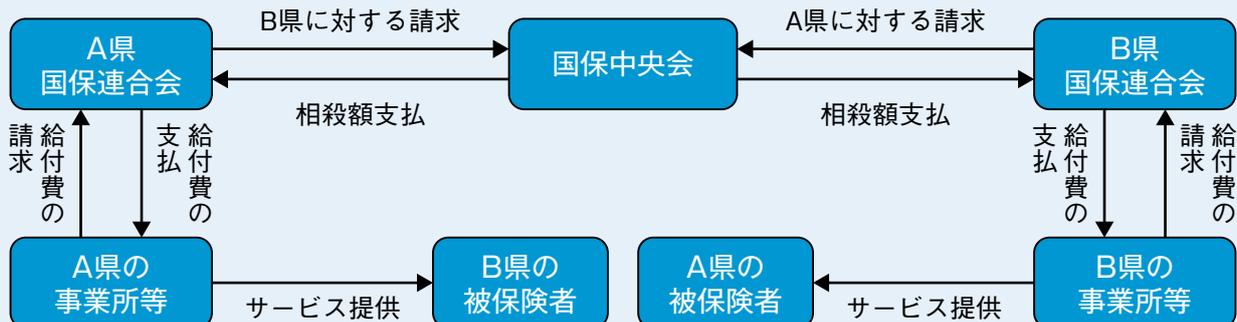
障害介護給付費等審査支払業務のながれ



障害介護給付費等審査支払業務フロー



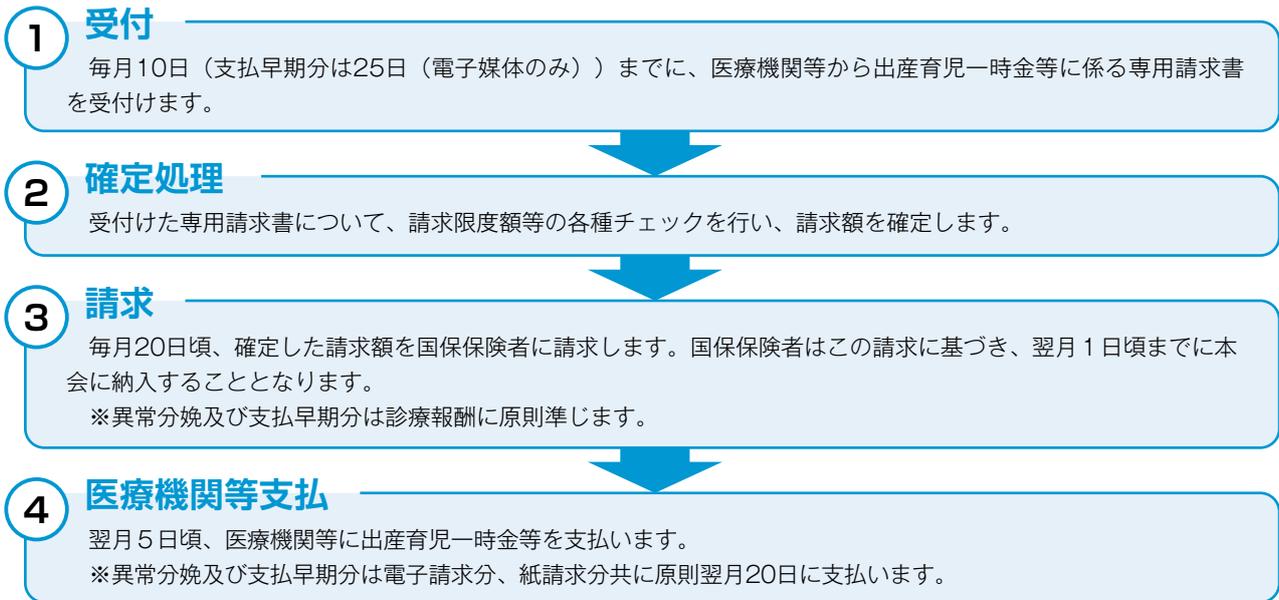
全国決済制度フロー



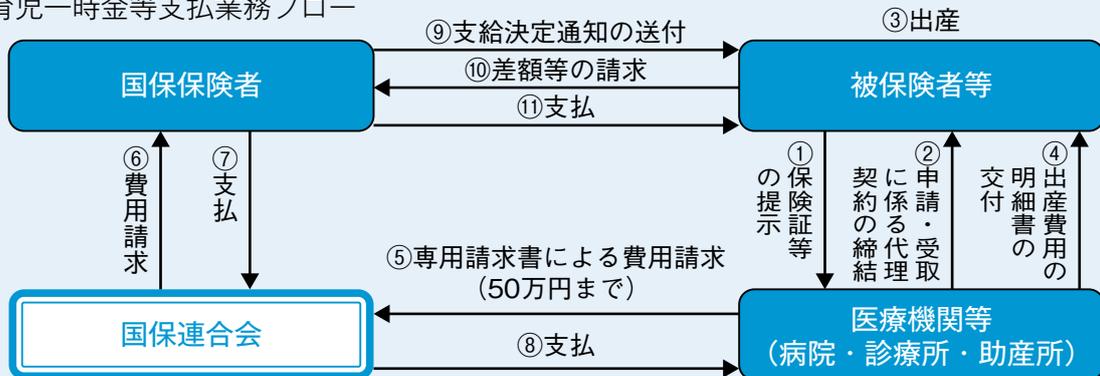
5. 出産育児一時金等支払業務

市町村国保及び国保組合（以下「国保保険者」という。）から委託を受け、出産育児一時金等の直接支払制度に基づき、医療機関等（病院・診療所・助産所）から提出された費用請求について支払事務を行います。

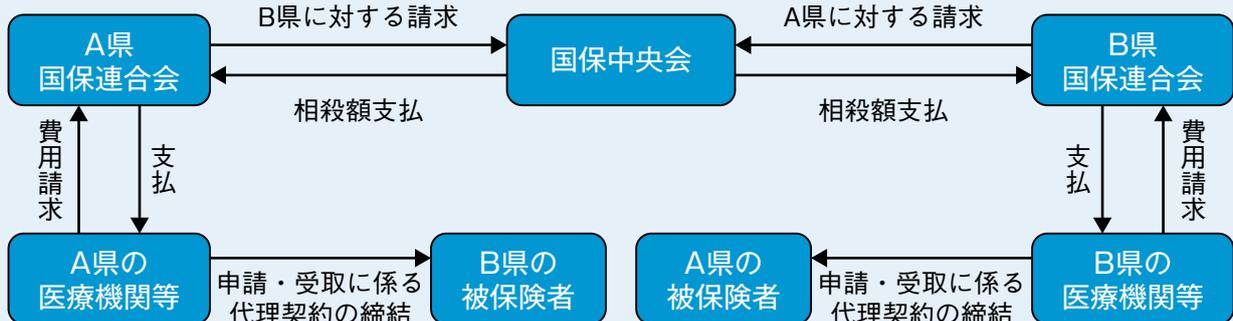
出産育児一時金等支払業務のながれ



出産育児一時金等支払業務フロー



全国決済制度フロー

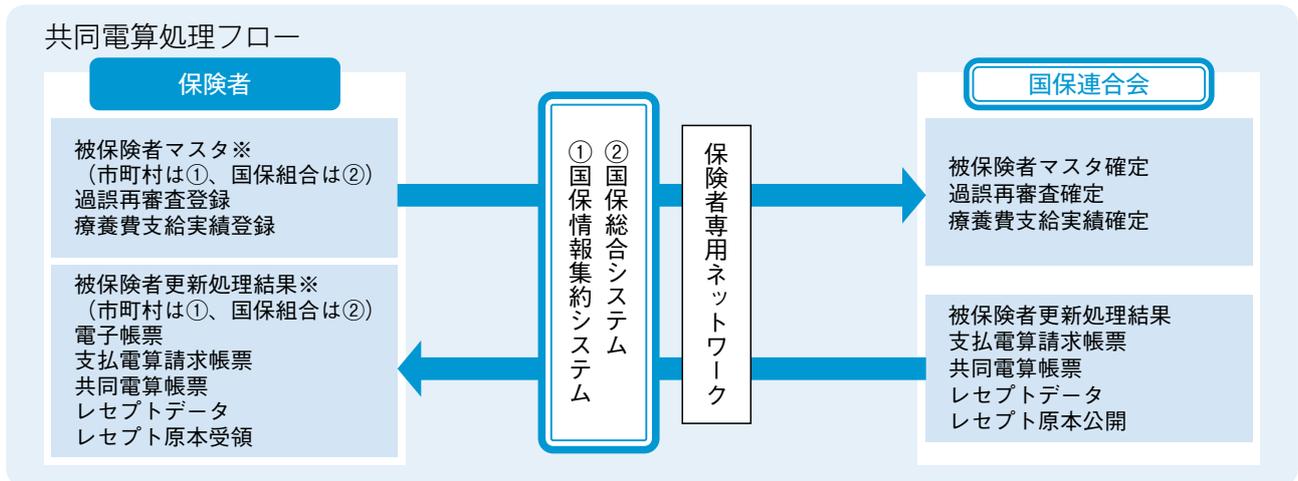


6. 保険者事務共同事業

本会では、保険者から委託を受け、共同して処理することで経費の節減と事務処理の効率化及び事務事業の円滑な推進を図ることができる事業を実施します。

(1) 保険者事務共同電算処理事業

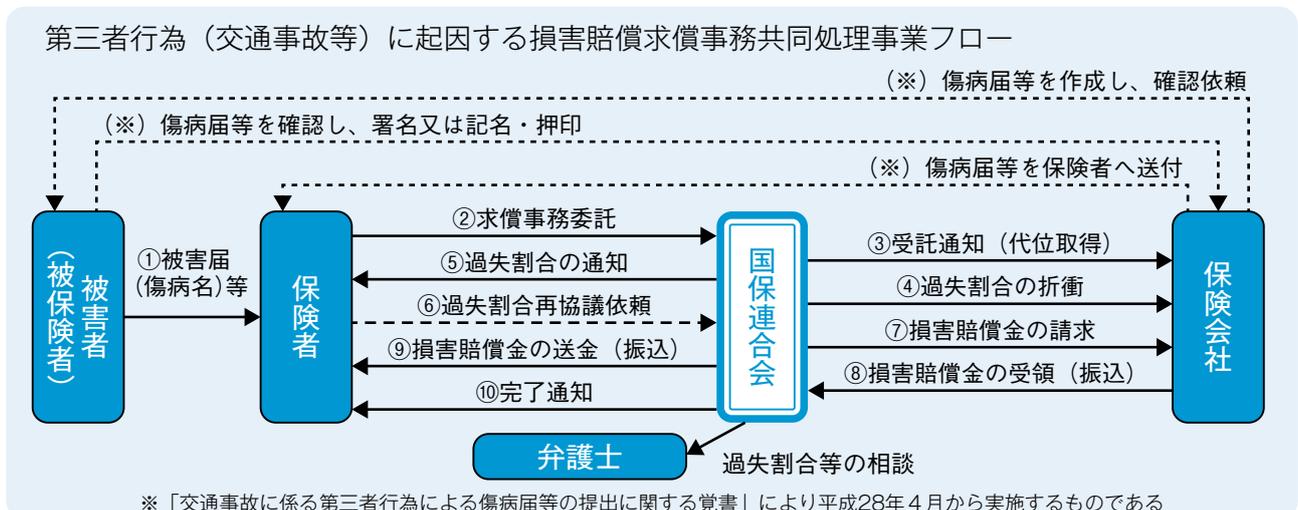
保険者の共通した事務を一元的に電算処理することで事務効率化の推進を図るとともに、各種情報の提供により医療費の適正化や保健事業の充実・強化を図ります。



(2) 第三者行為（交通事故等）に起因する損害賠償求償事務共同処理事業

県下全市町村・広域連合・国保組合から委託を受け、国民健康保険給付・後期高齢者医療給付及び介護保険給付の損害賠償請求、収納事務及び相談業務を行います。また、福祉医療（社保福祉・福祉給付金）及び生活保護に係る一部求償事務についても実施しています。取扱い案件は、自動車事故の他、個人賠償保険に加入している自転車事故、スキー、サーフィンなどのスポーツ事故や、子どものけんか、ペットによる加害行為等についても取り組み、複雑な案件については、顧問弁護士の助言を得ながら円滑な事務処理に努めます。

また、保険者の第三者行為求償事務担当者に対して、求償事務の基礎的な知識と理解を深めることを目的とした「第三者行為損害賠償求償事務担当者研修会」、「第三者行為求償事務支援事業」を実施します。



7. 後期高齢者医療事業

愛知県後期高齢者医療広域連合が行う、後期高齢者医療の事務処理軽減及び効率化を図るための事務業務を行います。

(1) 後期高齢者医療事務

給付関連業務

- ・レセプトデータの管理業務
- ・レセプト資格確認業務

(2) レセプト二次点検事業

レセプト全件を対象に、二次点検支援システムを活用した点検及び介護保険との突合点検を行い、医療費の適正化に努めます。

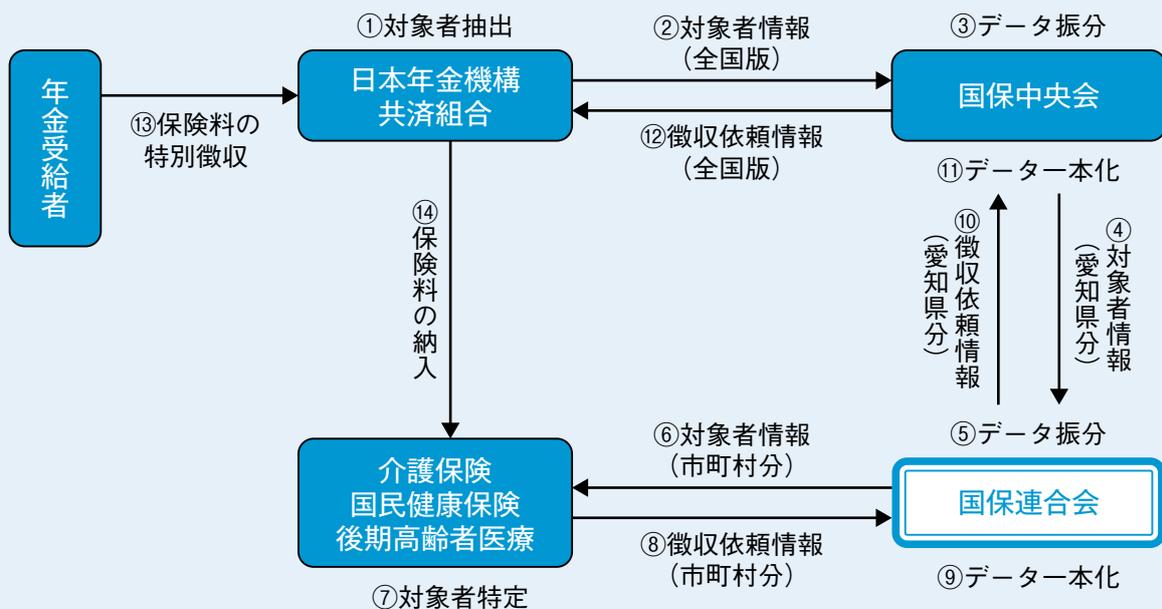
また、療養費については、申請書内容をデータ化し、システムチェックを活用した点検等を行い、適正化に努めます。

8. 年金からの保険料（税）特別徴収に係る経由業務

介護保険料、国民健康保険料（税）及び後期高齢者医療保険料の特別徴収が開始され、国民健康保険中央会を経由して、市町村と年金保険者との間の特別徴収に必要な通知の授受に係る事務処理を行います。

また、この仕組みを利用して、介護保険補足給付（食費・居住費の軽減）の支給に当たり勘案する非課税年金（遺族年金・障害年金）情報の経由業務も行います。

年金からの保険料（税）特別徴収に係る経由業務フロー



9. 保健事業

本会では、国民健康保険法第82条、第86条及び第104条に基づき、国民健康保険事業の運営の安定化を図るため、保険者が行う保健事業の支援を行います。また、健康増進法第4条、第5条及び第6条により、健康増進事業実施者として、国の推進する「健康日本21」計画に積極的に関与し、必要な事業の推進に努めます。

■個別保健事業支援

保険者が実施する保健事業のうち、以下の事業について個別の保健事業支援を行います。

・特定健診受診勧奨事業

健診データとレセプトデータを組み合わせた分析により対象者を抽出し、特定健診の受診勧奨通知を作成することに加え、事業の効果分析を実施します。

・特定保健指導利用勧奨事業

特定保健指導実施率の向上のため、被保険者各自の健診結果の経年推移がわかる帳票を作成し、利用勧奨を促します。

・医療受診勧奨事業

特定健診の検査値が医療受診勧奨値にもかかわらず放置している方に対し、将来的な重症化予防の観点から、医療受診を促す勧奨通知を作成することに加え、事業の効果分析を実施します。

・適正受診適正服薬抽出事業

保険者で実施する訪問事業等の対象者選定を支援するため、重複受診、頻回受診、多剤投与、又は重複服薬に該当する被保険者を抽出します。

■第3期データヘルス計画への継続支援

保険者が令和5年度に策定した第3期データヘルス計画において、健康・医療情報等のデータや帳票の継続的な提供、効果的な保健事業実施のための研修会を開催することで、計画の目標実現を支援します。

■医薬品適正使用推進事業

複数種類の医薬品の投与による副作用や飲み残し等の状況を改善するため、生活習慣病の糖尿病・高血圧・高脂血症・高尿酸血症・脂肪肝・動脈硬化症及び睡眠障害の7疾病を対象として、投薬の状況と愛知県薬剤師会が推奨する、かかりつけ薬局の利用促進をお知らせすることにより、県民の健康増進の底上げを行うとともに、医薬品の効果的な使用の推進を図ります。

■保健事業担当者への研修

・効果的な保健事業に向けた研修会

保健事業の質の向上を目的として効果的な保健指導、適正な医療受診及び重症化予防に活用できる研修会を適宜開催します。

・KDBシステム・AI Cube実践セミナー

データを活用した保健事業の推進を図るため、KDBシステムと本会が独自開発したAI Cube（アイキューブ）の基本操作、機能の具体的な活用例及びKDBデータの二次加工を実際に端末を操作しながら学ぶ研修会を開催します。

■受診率向上対策の啓発事業

特定健診等の受診率向上に向けたPRポスターを作成し、保険者へ提供するとともに、愛知県が提唱する特定健診普及啓発強化月間に合わせて、マスメディア等を活用したPRの実施や啓発支援として、被保険者への生活習慣病予防及び特定健診等の周知を図るため、リーフレット等の作成・配布をするなど、幅広く広報活動を行います。

■保険者の保健事業支援

健康相談、健康教室等、保険者の保健事業に在宅保健師を派遣しマンパワーで支援するとともに、保健事業の企画等について連合会保健師が支援します。

■教育広報用機材貸出事業

健康測定、体力測定器具類を保険者が行う健康づくり事業のために貸し出します。

■愛知県市町村保健師協議会の活動支援

市町村保健師協議会への情報提供及び活動支援を行います。

■在宅保健師会「あいち」活動支援

在宅保健師会の運営を支援し、在宅保健師会の協力のもと保険者の保健活動を推進します。

■重複・頻回受診者等訪問事業

被保険者の健康増進及び医療費の適正化を図るため、同一疾病等により複数の医療機関を受診している重複・頻回受診者、重複投薬者の家庭を訪問し、健康状態や生活状況を把握するとともに、健康相談や適正受診指導を実施します。

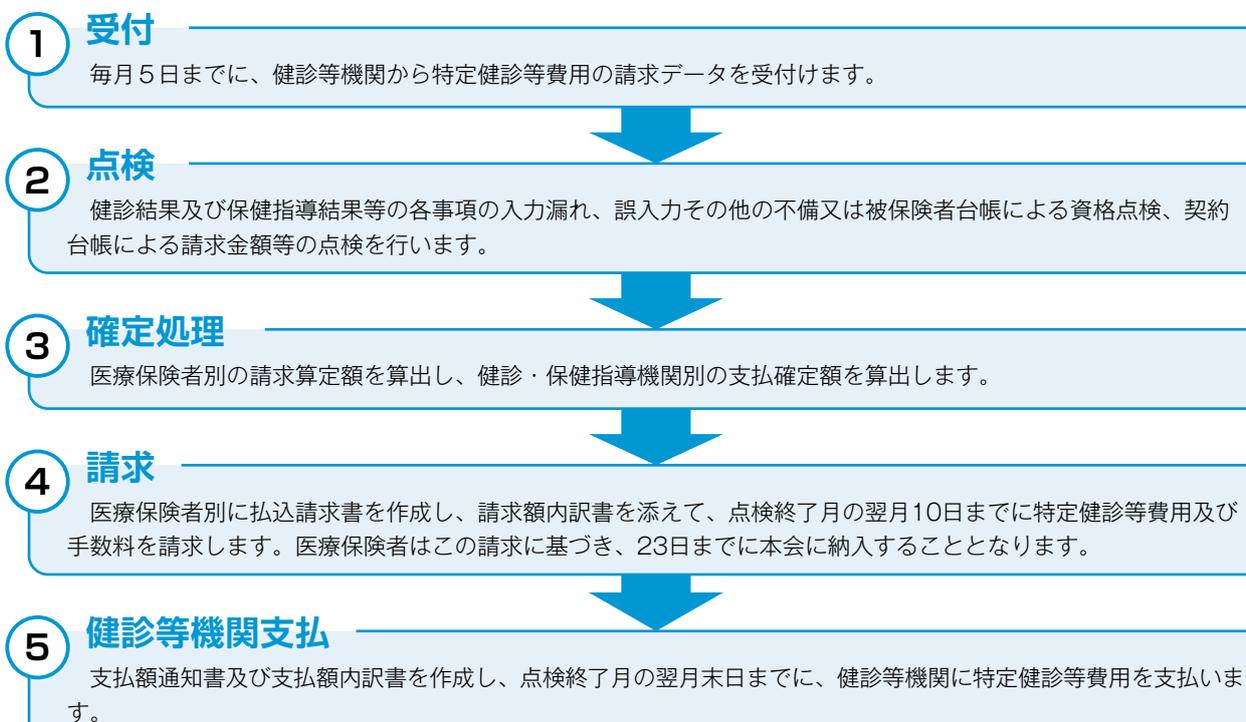
10. 特定健康診査・特定保健指導に関する事業

保険者に義務化されている特定健康診査及び特定保健指導（以下「特定健診等」という。）についてのデータ管理、費用決済、法定報告作成等を代行するとともに、特定健診等情報の提供及び活用等の支援を行います。

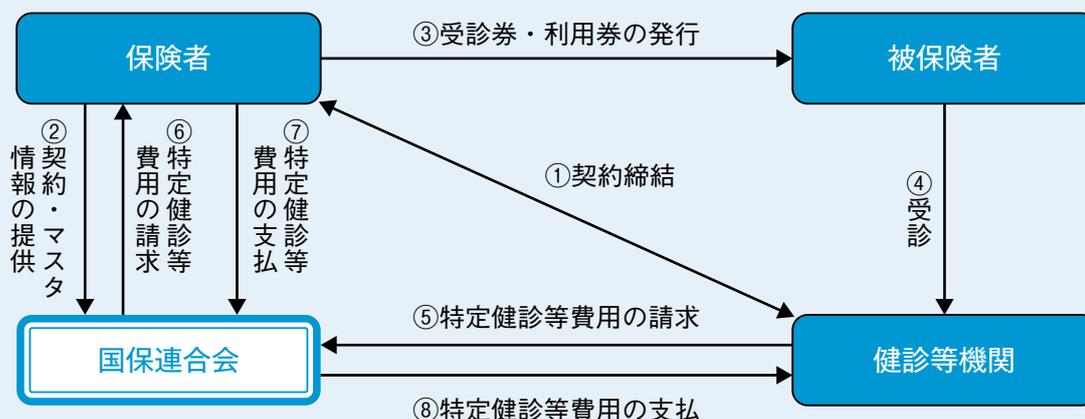
（1）特定健診等費用決済業務

本会では、特定健康診査・特定保健指導に関する費用支払規則に基づき、健診等機関から提出された費用請求について、保険者から委託を受け支払業務を行います。

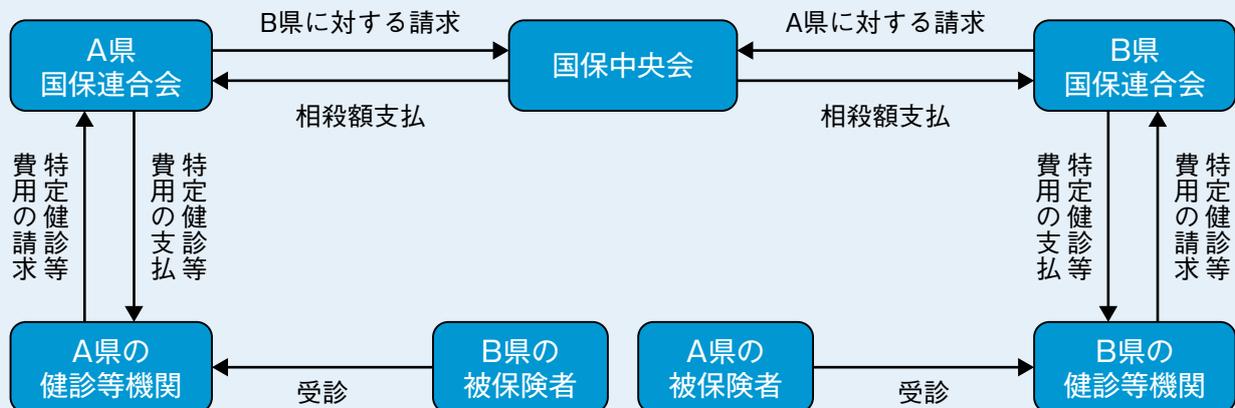
特定健診等費用決済業務のながれ



特定健診等費用決済に伴うデータ授受及び決済フロー



全国決済フロー



(2) 特定健診等データ管理業務

国民健康保険中央会が開発した特定健診等データ管理システム及び本会が開発した外付けシステムを利用した特定健診等結果データの管理、法定報告作成等を行います。

- ・ 特定健診等のデータ管理
- ・ 特定健診等の受診券、特定保健指導の利用券の発行
- ・ 法定報告の作成
- ・ 被保険者、健診等機関及び健診等契約マスタの管理
- ・ 特定健診受診勧奨ハガキの作成

(3) 特定健診等受診率向上に向けた支援

生活習慣病予防及び特定健診等の周知を図るためにリーフレット等を作成し、保険者へ配布します。また、特定健診等普及啓発強化月間に合わせて、愛知県や保険者と協同してキャンペーンを行います。

11. 国保データベース（KDB）システム等

次のシステムの運用を始め、保険者に向けての操作研修や帳票の活用方法を重点とした研修会を実施するなど保険者支援に努めます。

（1）国保データベース（KDB）システム

国保中央会が開発したシステムで、国保連合会が保有する「医療（後期高齢者を含む）」、「特定健診・特定保健指導」、「介護保険」等に係る情報を利活用し、統計情報等を提供することで、保険者の効率的かつ効果的な保健事業の実施をサポートすることを目的として構築されました。

疾病別医療費や介護給付費の推移等から地域の健康課題及び個人の健康状況を把握できます。また、同規模保険者との比較も可能で、特定健診等情報に加えレセプトを閲覧して個人の健康状態も経年的に把握することができます。

（2）AI Cube（アイキューブ）

本会が独自に開発したシステムで、KDBシステムとは異なる視点でデータを集計し、グラフや表を用いて分析する医療費分析関連システムです。

被保険者の医療受診状況や健診結果について、「男女別」、「年齢階層別」、「対象年月」等の集計単位で、グラフ及び帳票等を表示することができ、保険者の保健事業の計画策定等を支援しています。

また、保健事業のポータルサイトとしても活用されており、保健事業ライブラリーや機関誌「愛知の国保」の閲覧・各種資料やツールのダウンロード機能等を利用することができます。

12. 保健事業支援・評価委員会

保険者が実施するレセプト・健診情報等を活用した保健事業が、PDCAサイクルに沿って効果的・効率的に展開することができるよう支援し、また事業の目的や目標の達成に向けた過程や活動状況を評価するため、本会に保健事業支援・評価委員会を設置しています。

13. その他

(1) 保険者専用ネットワークの活用

国保総合システム、国保情報集約システム、特定健診等データ管理システム等の各種システムが稼働する重要なネットワーク基盤です。保険者専用ネットワークによって、本会と保険者間でセキュリティを確保した通信が可能となり、システムのオンライン更新や、電子帳票・ファイル等のデータを連携するための機能を提供しています。現在は、ネットワークの拡張並びにセキュリティ強化対応を実施したことで、保険者国保主管課・保健センター・介護保険主管課にて活用されています。

(2) 国保連データ集配信ネットワークの運用

安全なデータ送受信の確保、時間の短縮、ペーパーレス化を目的とした国保連データ集配信ネットワークを活用して、国保中央会及び各国保連合会間で情報の共有化を図り、事務の効率化に努めます。

(3) 人材育成のための研修等

「個々の知識や能力を最大限に発揮できる組織力づくり」をテーマとして、個の育成に重きを置いた研修に加え、心理的安全性をより高めるコミュニケーションにかかる研修を実施します。

また、審査支払機関の職員として質の高い審査事務共助が行えるよう医学的知識や保険ルール等、専門知識の向上を図るため、審査専門スキルアップ研修等を適宜実施します。

さらに、人材育成を目的とした人事評価制度のもと、職員の勤務状況及び勤務実績並びに必要な能力を具体的に定める評価項目を用いて、統一した基準で評価・記録するとともに、面談等により日常業務における問題点の共有化及び助言・指導を行うことで、人材の育成に繋がります。

(4) 海外療養費の不正請求対策等

海外において療養等を受けた場合の費用について、国民健康保険法第54条又は高齢者の医療の確保に関する法律第77条の規定に基づき支給される海外療養費について、保険者が必要と認める場合に不正請求事例への対策として次の業務を行います。

■ 診療内容明細書及び領収明細書等の再翻訳

■ 診療内容明細書及び領収明細書等の添付書類の再翻訳

■ 現地医療機関への文書照会

診療内容明細書等に記載された医療機関が実在するかの確認

診療内容の事実確認

■ 現地医療機関への電話照会

診療内容明細書等に記載された医療機関が実在するかの確認

診療内容の事実確認

Ⅲ 資 料

1. 会員名簿

単位（人）

保 險 者 名	所 在 地		国保被保険者
愛 知 県	460-8501	名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号	—
名 古 屋 市	460-8508	名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号	382,311
豊 橋 市	440-8501	豊橋市今橋町 1 番地	62,162
岡 崎 市	444-8601	岡崎市十王町二丁目 9 番地	59,629
一 宮 市	491-8501	一宮市本町二丁目 5 番 6 号	61,825
瀬 戸 市	489-8701	瀬戸市追分町 64 番地の 1	18,932
半 田 市	475-8666	半田市東洋町二丁目 1 番地	18,478
春 日 井 市	486-8686	春日井市鳥居松町五丁目 44 番地	46,450
豊 川 市	442-8601	豊川市諏訪一丁目 1 番地	29,402
津 島 市	496-8686	津島市立込町二丁目 21 番地	10,252
碧 南 市	447-8601	碧南市松本町 28 番地	11,787
刈 谷 市	448-8501	刈谷市東陽町一丁目 1 番地	21,131
豊 田 市	471-8501	豊田市西町三丁目 60 番地	62,260
安 城 市	446-8501	安城市桜町 18 番 23 号	28,520
西 尾 市	445-8501	西尾市寄住町下田 22 番地	30,289
蒲 郡 市	443-8601	蒲郡市旭町 17 番 1 号	13,615
犬 山 市	484-8501	犬山市大字犬山字東畑 36 番地	11,031
常 滑 市	479-8610	常滑市飛香台 3 丁目 3 番地の 5	9,300
江 南 市	483-8701	江南市赤童子町大堀 90 番地	15,492
小 牧 市	485-8650	小牧市堀の内三丁目 1 番地	23,266
稲 沢 市	492-8269	稲沢市稲府町 1 番地	21,681
新 城 市	441-1392	新城市字東入船 115 番地	8,242
東 海 市	476-8601	東海市中央町一丁目 1 番地	15,264
大 府 市	474-8701	大府市中央町五丁目 70 番地	12,243
知 多 市	478-8601	知多市緑町 1 番地	13,405
知 立 市	472-8666	知立市広見三丁目 1 番地	9,956
尾 張 旭 市	488-8666	尾張旭市東大道町原田 2600 番地 1	12,644
高 浜 市	444-1398	高浜市青木町四丁目 1 番地 2	6,777
岩 倉 市	482-8686	岩倉市栄町一丁目 66 番地	7,772
豊 明 市	470-1195	豊明市新田町子持松 1 番地 1	10,036
愛 西 市	496-8555	愛西市稲場町米野 308 番地	10,811
清 須 市	452-8569	清須市須ヶ口 1238 番地	10,325
北 名 古 屋 市	481-8531	北名古屋市中区西之保清水田 15 番地	12,804
あ ま 市	497-8602	あま市七宝町沖之島深坪 1 番地	14,236
日 進 市	470-0192	日進市蟹甲町池下 268 番地	12,179
長 久 手 市	480-1196	長久手市岩作城の内 60 番地 1	7,632
弥 富 市	498-8501	弥富市前ヶ須町南本田 335 番地	6,944
み よ し 市	470-0295	みよし市三好町小坂 50 番地	7,599

単位（人）

保 険 者 名	所 在 地		国保被保険者
田 原 市	441-3492	田原市田原町南番場 30 番地 1	16,587
東 郷 町	470-0198	愛知郡東郷町大字春木字羽根穴 1 番地	6,207
豊 山 町	480-0292	西春日井郡豊山町大字豊場字新栄 260 番地	2,507
大 口 町	480-0144	丹羽郡大口町下小口七丁目 155 番地	3,264
扶 桑 町	480-0102	丹羽郡扶桑町大字高雄字天道 330 番地	5,091
大 治 町	490-1192	海部郡大治町大字馬島字大門西 1 番地の 1	5,707
蟹 江 町	497-8601	海部郡蟹江町学戸三丁目 1 番地	5,763
飛 鳥 村	490-1436	海部郡飛鳥村竹之郷三丁目 1 番地	904
阿 久 比 町	470-2292	知多郡阿久比町大字卯坂字殿越 50 番地	4,219
東 浦 町	470-2192	知多郡東浦町大字緒川字政所 20 番地	7,655
南 知 多 町	470-3495	知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪 18 番地	4,912
美 浜 町	470-2492	知多郡美浜町大字河和字北田面 106 番地	4,096
武 豊 町	470-2392	知多郡武豊町字長尾山 2 番地	6,554
幸 田 町	444-0192	額田郡幸田町大字菱池字元林 1 番地 1	6,314
設 楽 町	441-2301	北設楽郡設楽町田口字辻前 14 番地	920
東 栄 町	449-0292	北設楽郡東栄町大字本郷字上前畑 25 番地	616
豊 根 村	449-0403	北設楽郡豊根村下黒川字蕨平 2 番地	171
名古屋市食品 国保組合	460-0008	名古屋市中区栄四丁目 14 番 21 号 愛旅連ビル 4 階	15,386
歯科医師国保組合	460-0002	名古屋市中区丸の内三丁目 5 番 18 号 愛知県歯科医師会館 6 階	20,440
薬剤師国保組合	460-0002	名古屋市中区丸の内三丁目 4 番 2 号 愛知県薬剤師会館 3 階	839
医師国保組合	455-0031	名古屋市港区千鳥 1 丁目 13-22 愛知県医師会仮事務所 2 階	17,611
愛知建連国保組合	460-0011	名古屋市中区大須三丁目 10 番 35 号 MultinaBox 3 階	15,624
建設連合国保組合	105-0003	東京都港区西新橋 1-6-11 西新橋光和ビル 6 階	153,368

（令和 7 年 4 月 1 日現在）

保 険 者 名	所 在 地		国保被保険者
知多北部広域連合	476-0003	東海市荒尾町西廻間 2 番地の 1 東海市しあわせ村内	—
東三河広域連合	440-0806	豊橋市八町通二丁目 16 番地 豊橋市職員会館 4 階	—

※知多北部広域連合とは、東海市・大府市・知多市・東浦町の 4 市町が共同で介護保険事業を実施している特別地方公共団体です。

※東三河広域連合とは、豊橋市・豊川市・蒲郡市・新城市・田原市・設楽町・東栄町・豊根村の 8 市町村が共同で介護保険事業等を実施している特別地方公共団体です。

単位（人）

保 険 者 名	所 在 地		後期高齢者
愛知県後期高齢者 医療広域連合	461-0001	名古屋市中区泉一丁目 6 番 5 号 国保会館北館 3 階	1,122,596

（令和 7 年 4 月 1 日現在）

2. 令和7年度 負担金・手数料等

(1) 負担金

区	分	単	価
一般負担金	1万人以下の被保険者1人につき		37円70銭
	1万1人から3万人までの被保険者1人につき		37円50銭
	3万1人から5万人までの被保険者1人につき		37円30銭
	5万1人から10万人までの被保険者1人につき		37円
	10万1人以上の被保険者1人につき		36円60銭
銀行振込手数料負担金	被保険者1人につき		4円92銭
	要介護（要支援）認定者1人につき		14円13銭
	障害福祉サービス受給者、障害児支援受給者1人につき		17円37銭
特別負担金	病院1施設につき	年額	15,000円
	診療所1施設につき	年額	10,000円

(2) 手数料

区	分	単	価
国民健康保険診療報酬審査支払事務手数料			
	診療報酬（調剤報酬及び訪問看護療養費）明細書		56円64銭
	柔道整復師・鍼灸・マ師施術料金明細書		56円64銭
	建設連合県外保険医療機関に係る診療報酬明細書		58円73銭
公費負担医療審査支払事務手数料			
	原爆・石綿・特定B型肝炎・肝がん・重度肝硬変医療		94円
	その他公費負担医療		81円48銭
福祉医療費審査支払事務手数料			
妊婦・乳児健康診査費審査支払事務手数料			
レセプト電算処理システム手数料			
出産育児一時金等支払事務費			
愛知県広域予防接種事業支払手数料			

区	分	単	価
介護給付費審査支払事務手数料			
介護予防・日常生活支援総合事業費審査支払事務手数料			
公費負担医療審査支払事務手数料			
主治医意見書作成料支払事務手数料			
苦情処理業務手数料			
特別徴収情報経由事務手数料			

区	分	単	価
障害介護給付費審査支払事務手数料			
障害児給付費審査支払事務手数料			
医師意見書作成料支払事務手数料			

区	分	単	価
後期高齢者医療診療報酬審査支払事務手数料			
公費負担医療審査支払事務手数料			
	原爆・石綿・特定B型肝炎・肝がん・重度肝硬変医療		94円
	その他公費負担医療		81円48銭
福祉医療費審査支払事務手数料			

区	分	単	価
特定健康診査・特定保健指導			
	費用決済手数料		55円
	データ管理手数料		220円

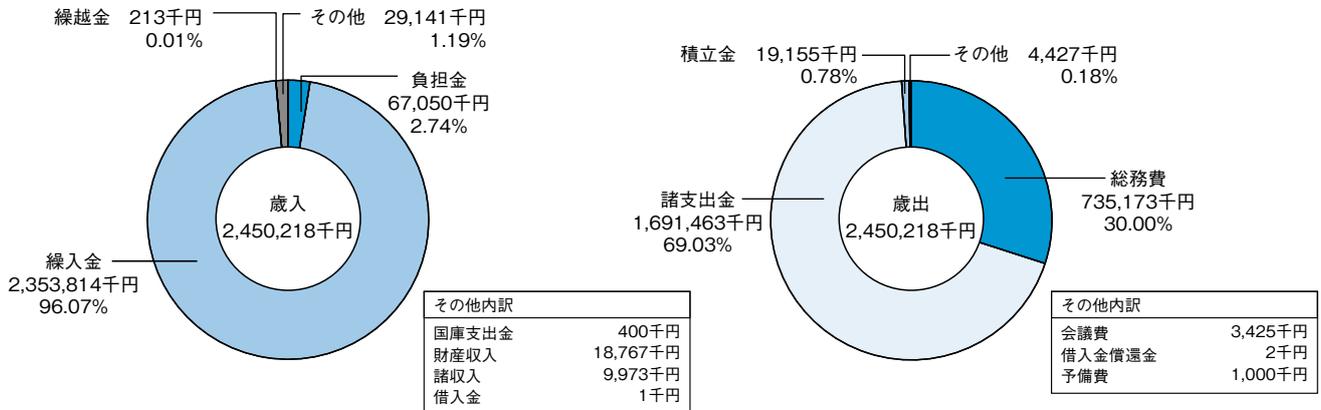
区	分	算定基準	
第三者行為求償事務取扱手数料		保険会社又は加害者から受領した賠償金の100分の3に相当する額に消費税を加算した額	

3. 令和7年度 会計別予算一覧

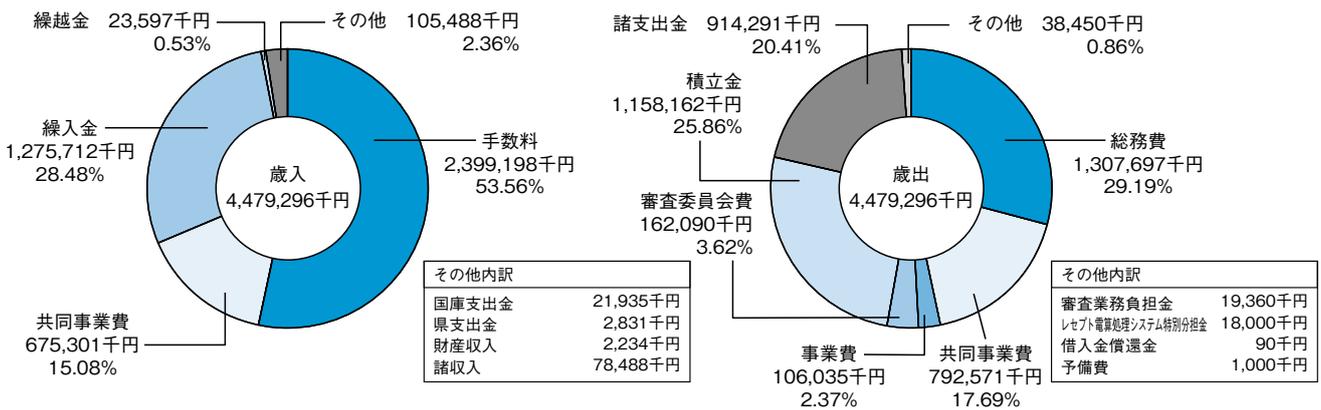
区分		本年度 (千円)	前年度 (千円)	対前年度増減 (千円)	前年度比 (%)	
一 一般 会 計	歳入	2,450,218	1,365,401	1,084,817	79.45	
	歳出	2,450,218	1,365,401	1,084,817	79.45	
診療報酬審査支払特別会計	歳入	569,003,528	583,629,550	△ 14,626,022	△ 2.51	
	歳出	569,003,528	583,629,550	△ 14,626,022	△ 2.51	
	業 務 勘 定	歳入	4,479,296	4,147,262	332,034	8.01
		歳出	4,479,296	4,147,262	332,034	8.01
	国 保 支 払 勘 定	歳入	465,177,584	480,988,310	△ 15,810,726	△ 3.29
		歳出	465,177,584	480,988,310	△ 15,810,726	△ 3.29
	公 費 支 払 勘 定	歳入	96,755,372	95,665,836	1,089,536	1.14
		歳出	96,755,372	95,665,836	1,089,536	1.14
	出産育児一時金等支払勘定	歳入	2,591,276	2,828,142	△ 236,866	△ 8.38
		歳出	2,591,276	2,828,142	△ 236,866	△ 8.38
	職員退職給付引当資産特別会計	歳入	301,744	106,341	195,403	183.75
		歳出	301,744	106,341	195,403	183.75
介護保険事業関係業務特別会計	歳入	620,298,876	600,730,514	19,568,362	3.26	
	歳出	620,298,876	600,730,514	19,568,362	3.26	
	業 務 勘 定	歳入	859,100	834,624	24,476	2.93
		歳出	859,100	834,624	24,476	2.93
	介護給付費等支払勘定	歳入	614,260,758	595,140,654	19,120,104	3.21
		歳出	614,260,758	595,140,654	19,120,104	3.21
	公 費 支 払 勘 定	歳入	5,179,018	4,755,236	423,782	8.91
		歳出	5,179,018	4,755,236	423,782	8.91
障害者総合支援法関係業務等特別会計	歳入	303,973,568	273,455,976	30,517,592	11.16	
	歳出	303,973,568	273,455,976	30,517,592	11.16	
	業 務 勘 定	歳入	369,896	381,617	△ 11,721	△ 3.07
		歳出	369,896	381,617	△ 11,721	△ 3.07
	障害介護給付費等支払勘定	歳入	303,603,672	273,074,359	30,529,313	11.18
		歳出	303,603,672	273,074,359	30,529,313	11.18
後期高齢者医療事業関係業務特別会計	歳入	1,131,241,541	1,107,473,152	23,768,389	2.15	
	歳出	1,131,241,541	1,107,473,152	23,768,389	2.15	
	業 務 勘 定	歳入	3,763,981	3,182,185	581,796	18.28
		歳出	3,763,981	3,182,185	581,796	18.28
	後期高齢者医療支払勘定	歳入	1,103,140,554	1,079,414,789	23,725,765	2.20
		歳出	1,103,140,554	1,079,414,789	23,725,765	2.20
	後期高齢者公費支払勘定	歳入	24,337,006	24,876,178	△ 539,172	△ 2.17
		歳出	24,337,006	24,876,178	△ 539,172	△ 2.17
特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計	歳入	6,140,635	6,083,547	57,088	0.94	
	歳出	6,140,635	6,083,547	57,088	0.94	
	業 務 勘 定	歳入	368,617	419,535	△ 50,918	△ 12.14
		歳出	368,617	419,535	△ 50,918	△ 12.14
	特定健康診査・特定保健指導等 費用支払勘定	歳入	2,652,010	2,784,006	△ 131,996	△ 4.74
		歳出	2,652,010	2,784,006	△ 131,996	△ 4.74
	後期高齢者健康診査等 費用支払勘定	歳入	3,120,008	2,880,006	240,002	8.33
		歳出	3,120,008	2,880,006	240,002	8.33
	総 額	歳入	2,633,410,110	2,572,844,481	60,565,629	2.35
		歳出	2,633,410,110	2,572,844,481	60,565,629	2.35

■主な令和7年度予算

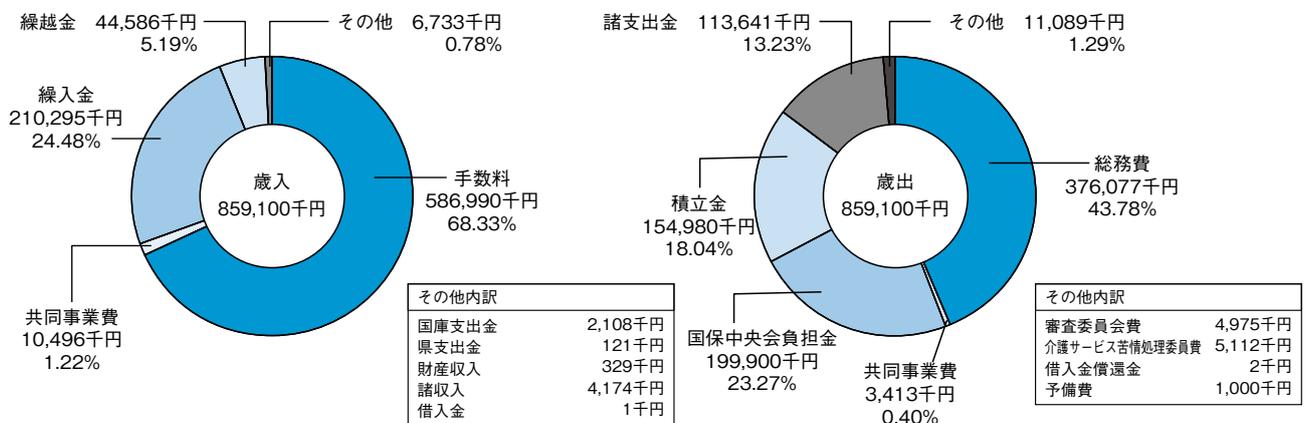
(1) 一般会計



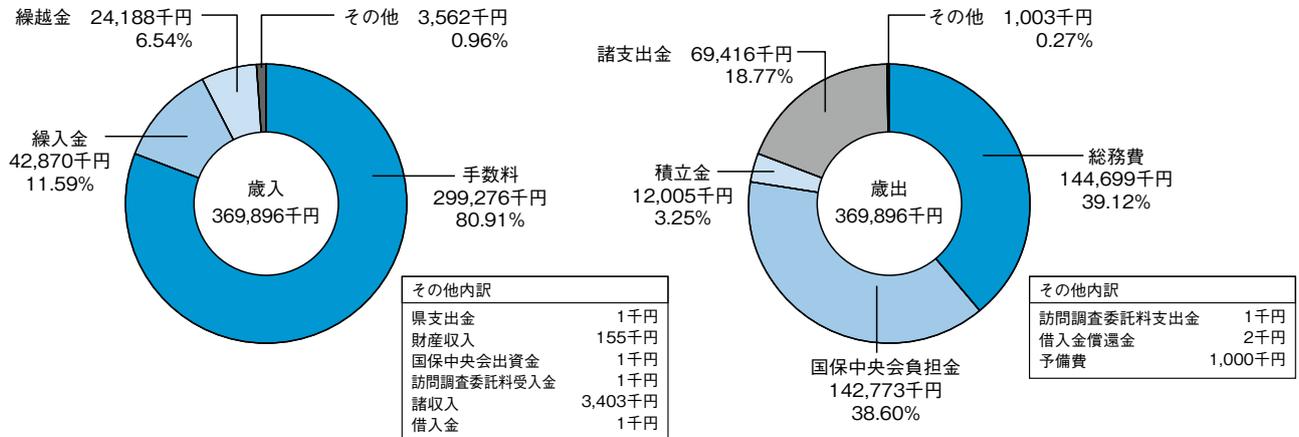
(2) 診療報酬審査支払特別会計(業務勘定)



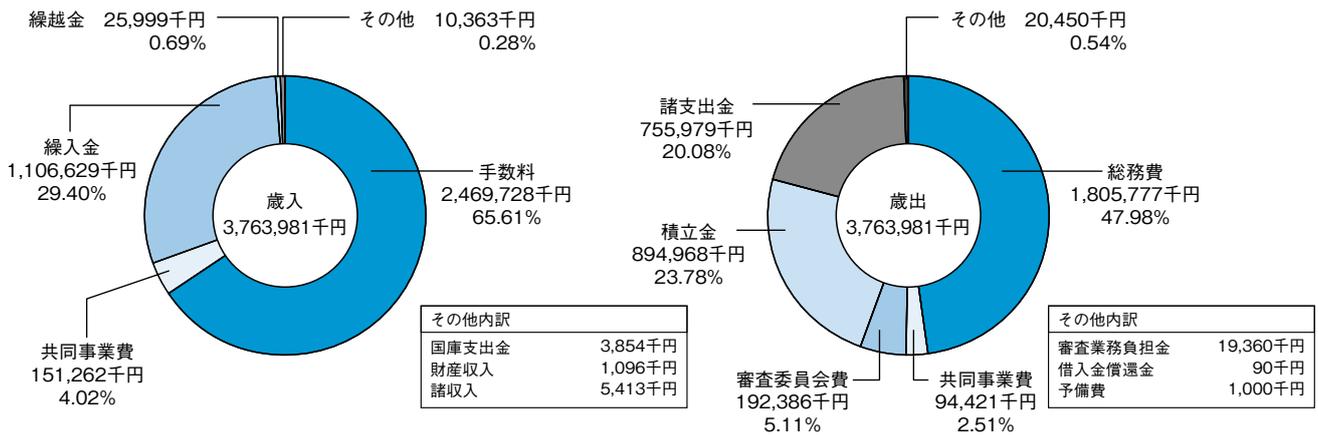
(3) 介護保険事業関係業務特別会計(業務勘定)



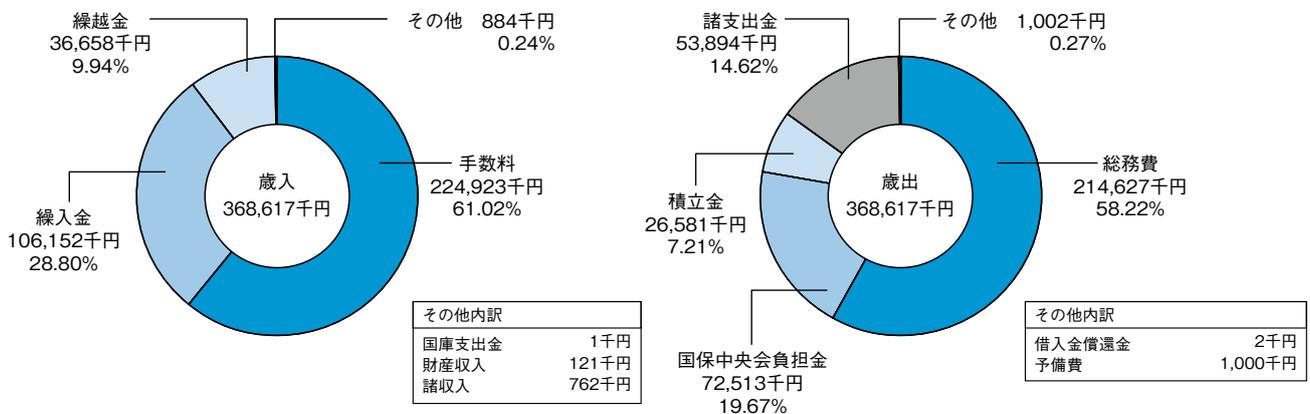
(4) 障害者総合支援法関係業務等特別会計(業務勘定)



(5) 後期高齢者医療事業関係業務特別会計(業務勘定)



(6) 特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計(業務勘定)



4. 各種統計

(1) 審査支払確定状況

			件数		日数		費用額 (円)		支払金額 (円)		
				前年比		前年比		前年比		前年比	
令和4年度	国保	医科	入院	283,309	95.62	3,855,826	95.44	177,603,336,680	98.05	130,783,499,780	98.01
			入院外	13,872,895	99.34	20,574,553	98.38	220,813,609,570	100.95	162,193,769,551	100.86
			計	14,156,204	99.26	24,430,379	97.90	398,416,946,250	99.64	292,977,269,331	99.57
		歯調	科	3,625,901	99.32	5,706,933	96.71	47,024,458,630	99.62	34,355,353,047	99.57
			剤	8,423,628	100.54	9,935,160	99.86	93,949,883,400	98.11	68,908,538,650	98.01
			訪問看護	85,158	114.53	686,832	114.76	8,508,396,440	115.62	6,104,599,871	115.45
			柔道整復等	574,911	95.47	2,729,622	93.12	4,419,016,760	94.86	3,212,979,612	94.77
	合	26,865,802	99.62	43,488,926	98.10	552,318,701,480	99.54	405,558,740,511	99.46		
	退職	医科	入院	-1	-※	-5	71.43	-863,140	-170.92	-604,198	-170.92
			入院外	-1	-20.00	0	0.00	12,840	10.75	8,988	10.75
			計	-2	-40.00	-5	250.00	-850,300	-136.17	-595,210	-136.17
		歯調	科	0	0.00	0	0.00	-7,120	28.23	-4,984	28.23
			剤	-1	-8.33	-1	-7.14	-3,490	4.12	-2,443	4.12
			訪問看護	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
			柔道整復等	-10	-333.33	-68	-165.85	-108,125	-152.56	-75,687	-152.56
	合	-13	-81.25	-74	-154.17	-969,035	-165.55	-678,324	-165.55		
	後期	医科	入院	665,789	101.18	10,787,080	100.33	424,110,619,930	105.00	397,694,391,817	105.03
			入院外	16,418,145	104.18	28,000,373	102.75	325,681,475,920	104.79	293,638,932,159	104.20
計			17,083,934	104.06	38,787,453	102.07	749,792,095,850	104.91	691,333,323,976	104.68	
歯調		科	3,159,311	107.70	5,298,411	105.11	44,599,776,050	106.80	39,007,195,313	105.75	
		剤	10,439,344	104.70	13,195,630	103.75	138,703,067,310	101.34	122,582,308,700	100.54	
		訪問看護	130,307	114.61	1,488,168	114.24	20,842,369,440	117.23	19,279,088,310	117.34	
		柔道整復等	660,417	102.64	4,553,066	100.34	10,362,822,911	102.40	9,119,965,695	101.66	
合	31,473,313	104.64	63,322,728	102.79	964,300,131,561	104.67	881,321,881,994	104.34			
令和5年度	国保	医科	入院	280,643	99.06	3,874,326	100.48	179,377,561,720	101.00	131,993,235,511	100.92
			入院外	13,520,734	97.46	19,942,435	96.93	215,086,040,730	97.41	157,765,110,155	97.27
			計	13,801,377	97.49	23,816,761	97.49	394,463,602,450	99.01	289,758,345,666	98.90
		歯調	科	3,523,805	97.18	5,429,721	95.14	45,326,894,620	96.39	33,060,822,399	96.23
			剤	8,404,319	99.77	9,956,485	100.21	94,032,888,390	100.09	68,805,293,348	99.85
			訪問看護	97,097	114.02	790,096	115.03	9,747,320,120	114.56	6,992,013,156	114.54
			柔道整復等	550,037	95.67	2,588,666	94.84	4,256,400,797	96.32	3,088,400,975	96.12
	合	26,376,635	98.18	42,581,729	97.91	547,827,106,377	99.19	401,704,875,543	99.05		
	退職	医科	入院	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
			入院外	-4	400.00	-5	-※	-57,570	-448.36	-40,299	-448.36
			計	-4	200.00	-5	100.00	-57,570	6.77	-40,299	6.77
		歯調	科	-1	-※	-1	-※	-6,640	93.26	-4,648	93.26
			剤	1	-100.00	1	-100.00	3,180	-91.12	2,226	-91.12
			訪問看護	0	-※	0	-※	0	-※	0	-※
			柔道整復等	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
	合	-4	30.77	-5	6.76	-61,030	6.30	-42,721	6.30		
	後期	医科	入院	713,465	107.16	11,497,877	106.59	465,114,322,370	109.67	436,425,384,605	109.74
			入院外	17,066,407	103.95	28,728,982	102.60	340,194,585,130	104.46	304,474,132,132	103.69
計			17,779,872	104.07	40,226,859	103.71	805,308,907,500	107.40	740,899,516,737	107.17	
歯調		科	3,395,441	107.47	5,568,539	105.10	47,026,297,220	105.44	40,557,748,899	103.98	
		剤	10,953,659	104.93	13,793,782	104.53	144,711,718,460	104.33	126,503,111,371	103.20	
		訪問看護	147,597	113.27	1,753,017	117.80	25,009,771,920	119.99	23,146,981,934	120.06	
		柔道整復等	701,089	106.16	4,865,128	106.85	11,458,983,258	110.58	9,974,455,384	109.37	
合	32,977,658	104.78	66,207,325	104.56	1,033,515,678,358	107.18	941,081,814,325	106.78			
令和6年度	国保	医科	入院	268,400	95.64	3,669,618	94.72	173,717,351,040	96.84	127,509,166,794	96.60
			入院外	12,985,063	96.04	19,083,735	95.69	204,635,693,630	95.14	149,709,410,589	94.89
			計	13,253,463	96.03	22,753,353	95.54	378,353,044,670	95.92	277,218,577,383	95.67
		歯調	科	3,433,292	97.43	5,175,994	95.33	44,446,144,450	98.06	32,347,521,182	97.84
			剤	8,164,431	97.15	9,653,025	96.95	91,129,376,160	96.91	66,487,056,280	96.63
			訪問看護	110,805	114.12	899,095	113.80	11,291,177,670	115.84	8,101,983,052	115.87
			柔道整復等	521,252	94.77	2,410,849	93.13	4,122,884,626	96.86	2,985,676,439	96.67
	合	25,483,243	96.61	40,892,316	96.03	529,342,627,576	96.63	387,140,814,336	96.37		
	退職	医科	入院	0	-※	0	-※	0	-※	0	-※
			入院外	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
			計	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
		歯調	科	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
			剤	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
			訪問看護	0	-※	0	-※	0	-※	0	-※
			柔道整復等	0	-※	0	-※	0	-※	0	-※
	合	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00		
	後期	医科	入院	731,780	102.57	11,577,525	100.69	478,447,535,840	102.87	449,958,118,387	103.10
			入院外	17,672,083	103.55	29,350,377	102.16	350,715,972,950	103.09	313,856,018,765	103.08
計			18,403,863	103.51	40,927,902	101.74	829,163,508,790	102.96	763,814,137,152	103.09	
歯調		科	3,600,387	106.04	5,767,247	103.57	49,800,524,820	105.90	42,924,440,210	105.84	
		剤	11,415,704	104.22	14,294,437	103.63	148,616,477,560	102.70	130,004,274,132	102.77	
		訪問看護	168,731	114.32	2,082,424	118.79	30,224,039,830	120.85	28,033,062,424	121.11	
		柔道整復等	728,216	103.87	5,021,518	103.21	12,707,718,553	110.90	11,062,587,977	110.91	
合	34,316,901	104.06	68,093,528	102.85	1,070,512,269,553	103.58	975,838,501,895	103.69			

柔道整復等には柔道整復術・鍼灸・マッサージが含まれています。調剤の日数は処方せん枚数を表示しています。
 ※前年度件数が0となり、前年比が算出できないため一で表記しています。

(2) 介護給付費等

		件数		日数		費用額(円)		支払金額(円)	
			前年比		前年比		前年比		前年比
令和4年度	居宅サービス	7,871,729	104.1	81,122,574	103.5	296,003,304,295	102.8	263,775,869,137	102.9
	地域密着型サービス	500,494	101.8	8,884,902	100.6	88,825,841,269	101.2	77,768,349,036	101.2
	施設サービス	516,680	99.8	14,961,732	99.2	179,624,760,496	99.8	151,169,617,145	99.5
	総合事業	980,780	100.4	3,774,796	99.2	18,169,163,067	100.7	16,280,733,088	100.7
	合計	9,869,683	103.4	108,744,004	102.5	582,623,069,127	101.6	508,994,568,406	101.5
令和5年度	居宅サービス	8,252,822	104.8	85,030,160	104.8	312,592,617,141	105.6	278,627,402,296	105.6
	地域密着型サービス	514,126	102.7	9,187,005	103.4	92,089,362,564	103.7	80,707,769,059	103.8
	施設サービス	519,902	100.6	15,200,646	101.6	182,338,200,241	101.5	153,700,101,708	101.7
	総合事業	1,003,232	102.3	3,863,568	102.4	18,905,718,018	104.1	16,938,189,590	104.0
	合計	10,290,082	104.3	113,281,379	104.2	605,925,897,964	104.0	529,973,462,653	104.1
令和6年度	居宅サービス	8,649,083	104.8	88,568,040	104.2	329,594,527,521	105.4	293,778,446,285	105.4
	地域密着型サービス	519,328	101.0	9,197,541	100.1	94,818,330,691	103.0	83,182,003,252	103.1
	施設サービス	522,449	100.5	15,460,646	101.7	188,632,467,365	103.5	159,293,811,723	103.6
	総合事業	1,030,431	102.7	3,954,351	102.3	19,694,844,958	104.2	17,641,010,526	104.1
	合計	10,721,291	104.2	117,180,578	103.4	632,740,170,535	104.4	553,895,271,786	104.5

(3) 障害介護給付費等

		件数		支払金額(円)	
			前年比		前年比
令和4年度	障害介護給付費	1,048,737	106.6	160,393,421,016	108.0
	障害児給付費	529,036	114.1	42,747,081,659	114.1
	合計	1,577,773	109.0	203,140,502,675	109.2
令和5年度	障害介護給付費	1,129,008	107.7	178,068,580,777	111.0
	障害児給付費	602,979	114.0	49,857,004,589	116.6
	合計	1,731,987	109.8	227,925,585,366	112.2
令和6年度	障害介護給付費	1,207,546	107.0	198,540,926,182	111.5
	障害児給付費	668,388	110.8	58,382,075,529	117.1
	合計	1,875,934	108.3	256,923,001,711	112.7

(4) 介護サービス苦情・相談処理取扱件数

	苦情申立		苦情・相談		合計	
	事業所	申立人	事業所	申立人	事業所	申立人
令和4年度	3	3	625	625	628	628
令和5年度	12	11	618	618	630	629
令和6年度	8	8	553	553	561	561

(5) 特定健康診査・特定保健指導支払実績

	特定健康診査・特定保健指導				後期高齢者健康診査			
	件数	前年比	支払金額(円)	前年比	件数	前年比	支払金額(円)	前年比
令和4年度	252,373	95.3	2,544,729,237	95.7	213,880	106.8	2,220,332,504	107.4
令和5年度	245,285	97.2	2,463,364,482	96.8	227,996	106.6	2,366,016,490	106.6
令和6年度	237,734	96.9	2,401,357,069	97.5	239,170	104.9	2,499,155,549	105.6

(6) 第三者行為求償事務実績

		受託		受領			
		件数	前年比	件数	前年比	金額(円)	前年比
令和4年度	国保	1,385	86.9	1,449	94.5	548,720,547	111.9
	後期高齢者医療	789	91.2	1,016	95.0	944,474,973	94.3
	介護保険	176	95.1	171	97.2	192,978,041	114.4
	生活保護	11	220.0	5	166.7	7,229,299	224.9
	合計	2,361	89.2	2,641	94.9	1,693,402,860	101.8
令和5年度	国保	1,553	112.1	1,346	92.9	588,544,603	107.3
	後期高齢者医療	805	102.0	990	97.4	923,487,337	97.8
	介護保険	170	96.6	204	119.3	212,148,082	109.9
	生活保護	4	36.4	10	200.0	11,240,129	155.5
	合計	2,532	107.2	2,550	96.6	1,735,420,151	102.5
令和6年度	国保	1,297	83.5	1,231	91.5	459,907,154	78.1
	後期高齢者医療	811	100.7	966	97.6	950,199,159	102.9
	介護保険	180	105.9	167	81.9	187,258,280	88.3
	生活保護	6	150.0	3	30.0	2,692,679	24.0
	合計	2,294	90.6	2,367	92.8	1,600,057,272	92.2

5. 教育広報用機材一覧表

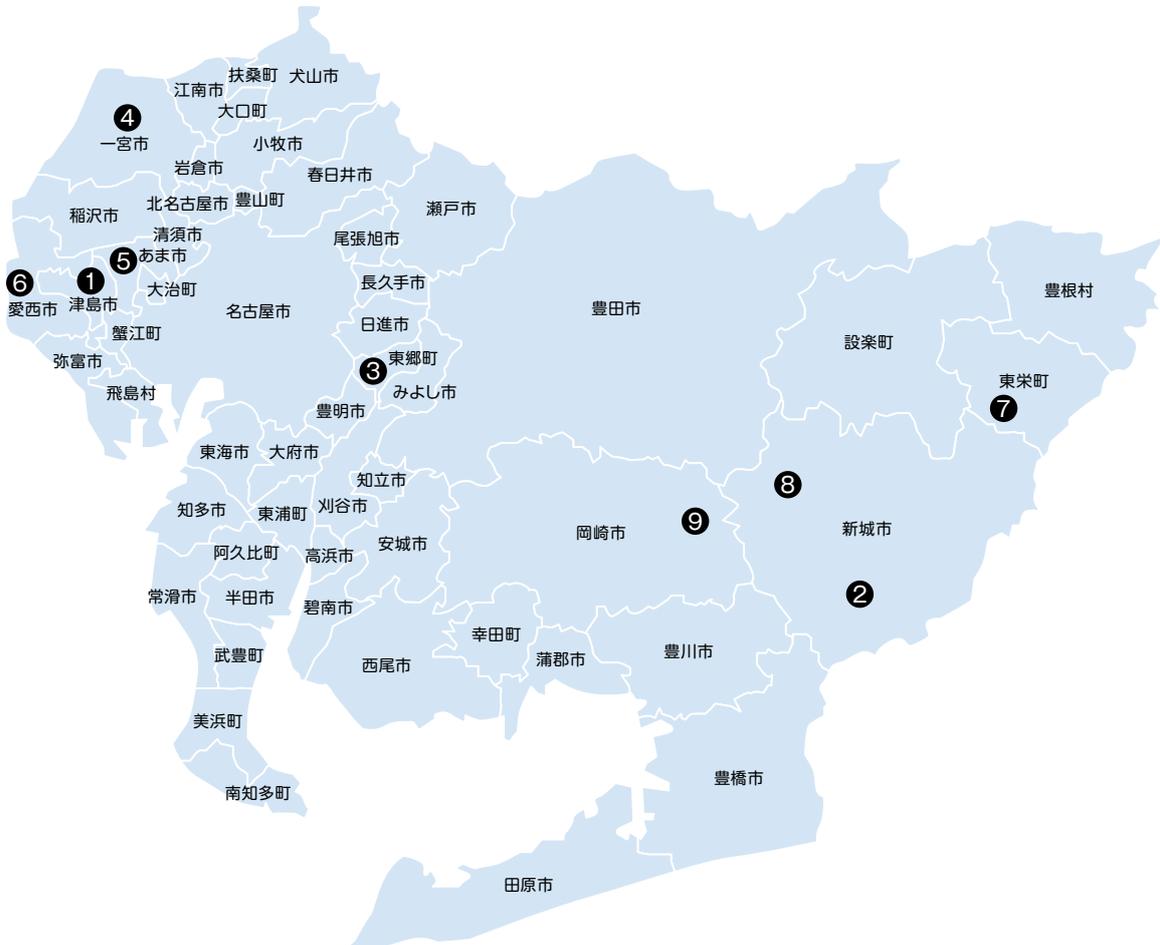
名 称	個数	名 称	個数
脳年齢計 A T M T	4 台	泌尿器系統模型	1 台
体組成計 〈InBody 4 3 0 (2)・MC 7 8 0 A (2)〉	4 台	腎臓・ネフロン・糸球体模型	1 台
伸縮式デジタルハンドル身長計	1 台	2型糖尿病モデル	1 台
超音波骨量測定装置 〈Benus evo〉	2 台	肥満模型（皮下脂肪・内臓脂肪）	1 台
自動血圧計 健太郎	2 台	乳癌触診モデル	2 台
血管年齢計	4 台	野菜摂取度測定器	1 台
足指力測定器	2 台		

6. 国民健康保険診療施設

■国民健康保険診療施設協議会の運営に協力するとともに、事業振興のために助成を行います。

- ・国保診療施設協議会総会の開催
- ・全国国保地域医療学会への参加
- ・東海北陸地方国保診療施設協議会総会への参加

保険者名	施設名	所在地	開設年月日	病床数
津島市	津島市民病院 (①)	津島市橋町3丁目73番地	昭18.7.1	352
新城市	新城市民病院 (②)	新城市字北畑32番地1	〃20.11.20	199
東郷町	東郷町国民健康保険東郷診療所 (③)	愛知郡東郷町諸輪北山158-90	〃36.6.1	0
一宮市	一宮市立木曾川市民病院 (④)	一宮市木曾川町黒田北野黒165番地	〃25.7.1	130
あま市	あま市民病院 (⑤)	あま市甚目寺畦田1番地	〃22.4.21	180
愛西市	愛西市国民健康保険八開診療所 (⑥)	愛西市江西町宮西43番地	〃27.5.1	0
東栄町	東栄町国民健康保険東栄診療所 (⑦)	北設楽郡東栄町大字本郷字大沼1番地1	令4.11.1	0
新城市	新城市作手診療所 (⑧)	新城市作手高里縄手上10番地1	昭23.10.1	2
岡崎市	岡崎市額田宮崎診療所 (⑨)	岡崎市宮崎町荒井沢西30番地	平4.4.1	0



7. 沿革

年	月日	国民健康保険制度に関する事項	月	連合会に関する事項
昭和 13	1.11	厚生省新設		
	4.1	国民健康保険法公布（旧法）、農山漁村の住民や都市の商工業自営業者のための医療保険制度として制定		
	7.1	国民健康保険法施行（旧法）		
16	3.6	国民健康保険法第1次改正（16.7.1施行）国民健康保険委員会を地方社会保険審査会に統合	8	愛知県国民健康保険組合連合会として設立（名古屋市西区南外堀町6丁目1番地）
17	2.21	国民健康保険法第2次改正（17.5.1・18.1.1施行） ○組合設立の強化 ○組合員加入義務の強化 ○保険医制度		
18			4	「愛知県国民健康保険診療報酬審査会」を設置
21	4.1	事務費、保健婦設置費および直営診療施設整備費に対する国庫補助制度創設		
23	6.30	国民健康保険法第3次改正（23.7.1施行） ○市町村公営の原則 ○療養の担当者制 ○被保険者の強制加入	12	愛知県国民健康保険団体連合会に改称
	11.11	社団法人全国国民健康保険団体中央会設立		
	11.12	国民健康保険法施行10周年記念式典		
24			2	国民健康保険法施行10周年記念式典（愛知県と共催）
			6	診療報酬審査委員会を設置、審査事務を開始
25	3.31	国民健康保険法第4次改正（25.4.1施行）		
26	3.31	国民健康保険法第5次改正（26.4.1施行）		
28	8.14	国民健康保険法第6次改正（28.11.1施行）		
	8.15	昭和28年6月および7月の大水害の被害地域に行われる国民健康保険事業に対する資金の貸付および補助に関する特別措置法制定		
30	8.1	国民健康保険法第7次改正（同日施行）		
31	12.20	国民健康保険法第8次改正（同日施行）		
33	10.3	国民健康保険法施行20周年記念式典	10	国民健康保険法施行20周年記念式典（愛知県と共催）
	12.27	国民健康保険法公布（新法）（34.1.1施行）		
34	1.1	国民健康保険法施行（新法）	4	旧国保会館を東亜合成化学工業株式会社から買収
	4.20	国民健康保険法第1次および第2次改正（35.1.1施行）	7	旧国保会館に事務所を移転（名古屋市東区東片端町2の12の1）
35			4	国民健康保険診療報酬審査支払業務を全面的に開始
36	4.1	国民皆保険達成	4	国民健康保険診療報酬審査支払業務を市町村及び国民健康保険組合から受託
	6.15	国民健康保険法第3次改正（同日施行）		
	6.17	国民健康保険法第4次改正 ○世帯主の結核性疾患及び精神障害の7割給付実施	6	県民皆保険（国保全面実施）達成記念式典（愛知県と共催）
			8	愛知県国民健康保険診療施設運営協議会を設置
37	3.31	国民健康保険法第5次改正 ○療養給付費国庫負担の補助率を25/100に引き上げ		
	5.16	国民健康保険法第6次改正（37.10.1施行）		
	5.30	国民皆保険達成記念式典		
	9.8	国民健康保険法第7次改正（37.12.1施行）		
	9.15	国民健康保険法第8次改正（37.10.1施行）		
38	3.31	国民健康保険法第9次改正 ○療養給付期間制限 ○療養給付範囲の制限撤廃 ○生活保護との併給廃止 調整交付金の総額を5/100から10/100に引き上げ	3	柔道整復師施術料金の審査業務開始
			10	柔道整復師施術料金の支払業務開始

年	月日	国民健康保険制度に関する事項	月	連合会に関する事項
昭和38	6.8 10.1	国民健康保険法第10次改正（39.4.1施行） 世帯主の全疾病について7割給付実施		
39	7.6	国民健康保険法第11次改正（39.10.1施行）		
40	1.1 6.11	医療費の緊急是正（9.5%）世帯員1/4について7割給付を実施（4年計画で、所得水準、医療水準の低い市町村から逐次実施） 国民健康保険法第12次改正（40.8.1・41.2.1施行）		
41	6.6	国民健康保険法第13次改正 ○世帯主の7割給付（世帯員7割給付4ヶ年計画にそって引き上げ） ○療養給付費補助金の補助率を25/100から40/100に引き上げ ○調整交付金を10/100から5/100に引き下げ ○保険料の滞納処分規定整備		
42	7.25 8.1	国民健康保険法第14次改正 ○住民基本台帳法制定に伴い、被保険者資格の得喪に関する規定を改正する法律により改正 国民健康保険法第15次改正（42.12.1施行）		
43	1.1 10.24	国保全保険者に対して7割給付実施 国民健康保険法施行30周年記念式典	11	国民健康保険法施行30周年記念式典（愛知県と共催）
45	5.31 6.1	日雇労働者健康保険の擬制適用の取扱い廃止 国民健康保険法第16次改正（同日施行）	4 8	診療報酬支払事務の機械化を実施 国民健康保険診療報酬審査支払業務開始10周年記念式典
46			4	鍼灸・按摩・マ師の施術にかかる療養費の支払事務開始
47	1.20	国民健康保険法施行令改正（47.2.1施行）		
48	1.1 9.21 9.26	老人福祉法の一部改正により老人（70歳以上）に対し医療費無料化を実施 国民健康保険法第17次改正 国民健康保険法第18次改正（48.10.1・50.10.1施行）	1 4 10	老人福祉法の一部改正により老人医療費の審査支払事務を県下全市町村から受託 乳児医療費の審査支払事務を県下全市町村から受託 身体障害者医療費の審査支払事務を県下全市町村から受託
49	7.1	高額療養費制度の給付（任意）実施	3 7	社会保険各法及び国保組合に係る乳児・障害者医療費の審査支払事務を実施 高額療養費支給制度の給付を実施
50	10.1 10.1	高額療養費が法定給付となる（自己負担額30千円） 県外分診療報酬全国決済制度の実施	2 4 10	市町村の公費負担医療（乳児）に関する医療機関事務手数料支払事務を県下市町村（名古屋市を除く）から受託 昭和49年厚生省令第13号に基づき公費負担医療の審査支払事務を受託 県外分診療報酬全国決済業務を実施
51	5.27 6.5	国民健康保険法第19次改正（52.4.1施行） 国民健康保険法第20次改正（51.7.1施行）	1	住居表示の変更：国保会館の所在地を名古屋市東区泉一丁目6番5号に
52	12.16	国民健康保険法第21次改正（53.4.1施行）		
53	11.14	国民健康保険法施行40周年記念式典	4 7 10 11 11	高額療養費支払資金貸付事業を開始 市町村保健婦協議会を設立 老人医療費老分の年齢引下げに伴う審査支払事務を受託 母子家庭医療費の審査支払事務を県下全市町村から受託 国民健康保険法施行40周年記念式典（愛知県と共催）
54			4	国民健康保険柔道整復師施術料金全国協定に伴う審査支払事務を受託
55	12.10	国民健康保険法第22次改正	12	国保会館建設のため、昭和55年12月8日～57年3月31日まで、事務所を名古屋市東区代官町35番16号に移す
56			2 7 9	国保会館建設起工式 国保事務共同処理研究会を設置 国保診療報酬に係る第三者行為求償相談事務を開始

年	月日	国民健康保険制度に関する事項	月	連合会に関する事項
昭和 57	8.10	老人保健法が衆議院本会議で可決成立 実施時期は58年2月1日	3	新国保会館竣工式（名古屋市東区泉一丁目6番5号）
	8.17	国民健康保険法第23次改正	4	国保診療報酬に係る第三者行為求償調査請求事務を開始
58			8	愛知県国保連合会専任審査員を設置
	2.1	老人保健法施行	10	戦傷病者医療費審査支払事務を県下市町村から受託
	4.23	厚生省は、国保高額医療費共同事業実施要綱を正式通知	2	老人保健法の施行に伴い医療費の審査支払事務を県下全市町村から受託
	12.23	国民健康保険法第24次改正	4	保険者事務電算化共同処理事業を開始
			9	国保診療報酬概算払制度を実施
59	8.7	健康保険法一部改正案が衆議院本会議で可決、成立し10月1日より実施	4	保険者事務電算化共同処理事業を県内全保険者から受託
	8.14	国民健康保険法第25次改正	4	老人保健に係る第三者行為求償相談事務を開始
			10	高額医療費共同事業を開始
60	5.1	国民健康保険法第26次改正	4	社会保険各法及び国保組合に係る福祉医療費の審査支払事務（医科及び歯科）を名古屋市から受託
	12.27	国民健康保険法第27次改正	6	超高額レセプト特別審査を国保中央会へ6月診療分から委託
			10	社会保険各法及び国保組合に係る福祉医療費の審査支払事務（調剤）を名古屋市から受託
61	12.1	老人保健法一部改正	4	国保診療報酬に係る第三者行為求償収納事務を開始
	12.22	国民健康保険法第28次改正		
	12.26	国民健康保険法第29次改正		
62	3.6	国保中央会で「国保財政安定充実強化推進運動」「国保3パーセント推進運動」に取り組み、実現を目指すことを宣言	2	乳児医療費（3月診療分から）を福祉医療費に改称、乳・障・母・傷に細分化
			11	国保財政充実強化推進懇談会の発足
63	5.18	国民健康保険法一部改正（6月1日施行） ①保険基盤安定制度 ②高医療費市町村における運営の安定化の推進 ③高額医療費共同事業等の強化・拡充 ④老人医療費拠出金に係る国庫負担の見直し（2年間の暫定措置）	3	愛知県国保財政充実強化推進協議会幹事会を設置
	10.19	国民健康保険法施行50周年記念式典（日比谷公会堂）	11	国民健康保険法施行50周年記念式典（愛知県と共催）（愛知文化講堂）
平成 元			1	高額医療費共同事業の交付基準額を110万円から80万円に引き下げ、県費補助金の導入（昭和63年1月診療分から）
			8	老人保健・福祉医療に係る第三者行為求償事務を開始
2	6.7	国民健康保険法一部改正（6月15日施行） ①保険財政基盤の安定化措置の確立 ②国庫補助制度の拡充等 ③高額医療費共同事業に対する助成 ④老人保健医療費拠出金に係る国庫負担の見直し（加入者按分率100%）	6	第三者行為求償事務の電算処理を開始
			7	高額医療費共同事業の交付率を70%から80%に拡大（平成2年1月診療分から）
3	9.27	老人保健法改正案が成立 ①老人訪問看護制度の創設（4年4.1施行） ②公費負担割合を3割から5割に引き上げ ③一部負担金の改正 ④初老期痴呆の状態にある者の老人保健施設の利用（4年1.1施行）	4	財務会計の電算処理を開始
	10.4	国民健康保険法第32次改正	4	第三者行為求償事務の加害者直接請求事務を開始
4	3.31	国民健康保険法一部改正（4.1施行）	1	愛知県国保診療施設協議会を設立
			10	レセプト電算処理システム手数料の新設（平成4年8月診療分 10月請求から）
			10	愛知県国保保健活動推進委員会を設置

年	月日	国民健康保険制度に関する事項	月	連合会に関する事項
平成5	3.31	国民健康保険法第34次改正	4	人事情報の電算処理を開始
	11.12	国民健康保険法第35次改正	6	愛知県国民健康保険診療報酬審査委員会審査運営委員を設置
6	6.23	健康保険法等改正案（国保法、老健法など準じる）が成立（10.1施行） ①入院時食事療養費制度の導入 ②付添看護・介護の見直し ③在宅医療の推進 ④出産育児一時金の創設 ⑤老健施設の整備に拠出金制度創設 ⑥老人保健福祉審議会の設置 ⑦利用者本位のサービス提供体制の整備	6	愛知県国保連合会常務処理審査委員を設置
7	3.31 3.31 5.19	国民健康保険法一部改正（4.1施行） 老人保健法令等一部改正（4.1施行） 結核予防法・精神保健法一部改正（7.1施行） ○精神保健法が「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に改められる ○精神医療の措置入院、結核医療の命令入所、精神・結核の適正医療が公費優先から保険優先となる	7	超高額医療費共同事業を実施（平成7年1月診療分から）
8	3.27	老人保健法施行令一部改正（4.1施行）		
9	3.14 6.20 6.20 12.17	老人保健法施行令一部改正（4.1施行） 国民健康保険法一部改正（9年度） ①高額医療費共同事業の拡充 ②保険基盤安定制度に係る国庫負担の段階的復元 ③国保財政安定化支援事業の延長 健康保険法等一部改正（9.1施行） 介護保険制度の創設（平成12.4.1施行）	4 4	妊婦・乳児健康診査費に係る審査支払事務の受託 日本棋院中部総本部ビル4Fに分室設置
10	6.17	国民健康保険法一部改正 老人保健法一部改正（6.17施行） 健康保険法等一部改正（8.1施行）	9 11 11	在宅保健婦会「あいち」の設立 国民健康保険法施行60周年記念式典（愛知県と共催）（あいち健康プラザ） 第11回全国健康福祉祭 愛知・名古屋大会に（丈夫であいフル国保館）を設営
11	2.5 6.22	健康保険法等の一部改正（4.1施行） 老人医療受給者に関する薬剤一部負担軽減特例措置（7.1施行）	4 4 4 4 10	国保情報ネットワーク（あいフルネット）を開始 老人保健事務共同電算処理事業の開始 レセプト自動読取装置（OCR）の導入 レセプト電算処理システムをセンター処理方式から連合会処理方式に移行 主治医意見書作成料審査支払事務を全保険者から受託
12	3.7 12.6	介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令（4.1施行） 健康保険法等の一部改正（1.1施行）	2 4 4 4 4 4 4 4 4 8	レセプト電算処理システムに参加 柔道整復施術に係る療養費の取り扱い範囲の拡大 第三者行為求償事務の加害者直接請求事務の拡充 介護給付費審査支払事務を全保険者から受託 介護保険事務共同処理業務を受託（76保険者） 介護給付費審査委員会を設置 介護サービス苦情処理委員会を設置 介護サービス苦情相談室を開設 国保情報ネットワークを活用した「統計システム」を運用開始 国保会館（増築）工事起工式
13			4 4	国保情報ネットワークを活用した「補助金システム」を運用開始 健康総合対策事業の実施

年	月日	国民健康保険制度に関する事項	月	連合会に関する事項
平成14	8.2	健康保険法等の一部改正（10.1施行） 老人保健法の一部改正（10.1施行） 健康保険法等の一部改正（15.4.1施行）	3 4	国保会館南館竣工式 ホームページを開設
15			7	高額医療費共同事業の交付基準額を70万円に引き下げ、 交付率を100%に拡大（平成15年1月支出負担行為分から）
16			4 4 4	老人保健医療費適正化推進事業を開始 介護保険第三者求償事務を開始 介護給付適正化事業を開始
17			4 4 10 11	健康づくりポスターコンクールの開始（～平成26年度） 支部を廃止 保険者協議会を設立（事務局を担当） 画面審査を開始（調剤）
18	3.27 4.1 10.1	石綿による健康被害の救済に関する法律を施行 障害者自立支援法施行 医療制度改革 ○70歳以上の負担割合の見直し ○高額療養費の自己負担限度額の引き上げ ○人工透析の70歳未満上位所得者限度額の引き上げ ○70歳以上（高齢受給者）の自己負担限度額の引き上げ ○入院時生活療養費の創設	4 4 10	新電算システムの稼動 高額医療費共同事業の交付基準額を80万円に引き上げ 保険財政共同安定化事業を開始（交付基準額30万円を超えるもの）
19	4.1	若人の入院等高額療養費の現物給付化	1 4 8 10 12	医科の画面審査を開始 オンライン請求システムの稼動 保険者専用ネットワークの敷設調査等準備を開始 障害者自立支援給付費支払業務の開始 医療保険ネットワークでの特別審査分データ送受信を開始
20	4.1	医療制度改革 ○70～74歳の高齢者の患者負担の見直し ○入院時生活療養費の対象年齢の拡大（70歳以上を65歳以上） ○乳幼児の自己負担軽減措置の拡大（3歳未満→義務教育未就学児2割負担） ○新たな高齢者医療制度創設 ・75歳以上の後期高齢者医療制度 ・65歳～74歳の前期高齢者 ・退職者医療制度の廃止に伴う26年度まで存続させる経過措置	2 4 4 4 4 4 10 12	各システムサーバーのデータセンターへの構築移設 保険者専用ネットワークの稼動 後期高齢者医療制度に関する審査支払業務等を受託 特定健診・特定保健指導費用決済及びデータ管理業務を受託 特別徴収情報経由業務規則を制定 後期高齢者医療に係る第三者行為求償事務開始 国民健康保険法施行70周年記念式典（愛知県と共催） （メルバルクNAGOYA） 後期高齢者診療報酬請求明細書の二次点検業務を受託
21	1.1 4.1 10.1	医療制度改革 ○現役並み所得者の判定基準の見直し ○75歳到達月における高額療養費自己負担（限度額1/2設定（特例）） ○特定健診・特定保健指導開始 医療制度改革 ○中学生以下の者への資格証明書交付の見直し ○70～74歳の一部負担割合の見直しの凍結の延長 ○介護納付金賦課限度額の引き上げ（22年度末までの暫定措置） 医療制度改革 ○産科医療補償制度に伴う出産育児一時金の引き上げ	4 4 4 4 10 10 10	調剤報酬明細書にかかる再審査取扱方法の変更 社団鍼灸マッサージ師協会以外にかかる療養費支給申請書の審査支払業務を受託 国民健康保険等療養費審査委員会を設置 介護従事者処遇改善基金管理運営事業を開始 出産育児一時金等の直接支払業務を受託 介護職員処遇改善交付金支払業務を受託 介護・福祉人材による処遇改善助成金支払業務を受託
22	1.1	医療制度改革 ○70歳以上現役並み所得者判定基準の見直し ○75歳到達月の高額療養費限度額の見直し	4	歯科の画面審査を開始

年	月日	国民健康保険制度に関する事項	月	連合会に関する事項
平成 22	5.19	医療制度改革 ○都道府県による広域化等支援方針の策定 ○国保財政基盤強化策の4年間延長		
	7.1	医療制度改革 ○高校生以下の者への資格証明書交付の見直し		
23	4.1	医療制度改革 ○21年4月～23年3月までの暫定的な制度であった出産育児一時金の医療機関等への直接支払制度の恒久化	10 10 11	国保総合システム稼動 診療報酬一次審査での横覧点検開始 診療報酬一次審査での縦覧点検開始
24	3.1 4.1 4.6	医療制度改革 ○診療報酬の医療機関等への支払いの早期化 (電子請求機関が対象で3月請求4月支払分から) 医療制度改革 ○外来診療における高額療養費の現物給付化 国民健康保険法一部改正 ①定率国庫負担を34%→32%へ引き下げ ②都道府県調整交付金を給付費の7%→9%へ引き上げ ③保険財政共同安定化事業の対象をすべての医療費に拡大 (27年度以降)		
25	4.1	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)施行	12	「ISO27001」認証を取得
26	4.1	国民健康保険法施行令一部改正 ○国民健康保険税の課税限度額の引き上げ ○5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準を改正 医療制度改革 ○70～74歳の被保険者に係る一部負担金等の特例措置の見直し(新たに70歳に到達した被保険者から2割負担)	3 3 4 4 4 11	国保データベース(KDB)システム稼動 医療費分析支援システムAI Cube(アイキューブ)稼動 愛知県広域予防接種事業に関する請求支払業務を受託 海外療養費の不正請求対策に関する調査事務を受託 保健事業支援・評価委員会を設置 指定難病特定医療支給認定に係る所得区分調査及び医学的審査業務を受託
27	1.1 4.1 5.27	国民健康保険法一部改正 ○22年度から25年度までの暫定措置である市町村国保の財政基盤強化策(保険者支援制度、高額医療費共同事業、保険財政安定化事業)を恒久化 ○保険財政安定化事業の対象をすべての医療費に拡大 (27年1月審査分から) 4.1 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則一部改正 ○保険者協議会を明記 5.27 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の可決成立 ○国保への財政支援の拡充	1 1 4 4 4	診療報酬一次審査での突合点検開始 保険者間調整(療養費代理受領方式)を開始 保険者間調整(包括的合意方式)を開始 国民健康保険診療報酬請求明細書の二次点検業務を受託 新国保制度対策本部を設置(～平成29年度) 介護予防・日常生活支援総合事業(介護予防訪問介護及び介護予防通所介護)に関する審査支払事務等を受託
28	4.1	医療制度改革 ○入院時食事療養費及び入院時生活療養費における標準負担額の見直し	12	「あいち女性輝きカンパニー」認証を取得
29	8.1 10.1	医療制度改革 ○70歳以上の高齢者に係る高額療養費制度の自己負担限度額見直し ○65歳以上の医療療養病床に入院時の生活療養費見直し	4	後期高齢者の二次点検業務に二次点検支援システム導入
30	1.1 4.1	国保法施行規則一部改正 高確法施行規則一部改正 ○医療費の通知見直し 国民健康保険法の一部改正 ○財政運営責任の都道府県移行 ○都道府県の保険者化	1 4 4 4 4 4	国保総合システム更改 愛知県が本会会員に加入 国保情報集約システム稼働 保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業の廃止 高額療養費支払資金貸付事業の廃止 障害介護給付費及び障害児給付費の支払業務に加え、審査業務を受託

年	月日	国民健康保険制度に関する事項	月	連合会に関する事項
令和元	5.22	医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部改正する法律の可決成立	5	風しん対策に係る請求支払業務を受託（～令和6年度） 5 愛知県国保保健活動推進委員会の廃止 5 国民健康保険事業推進委員会を設置
2			4	新型コロナウイルス感染症に係る請求支払業務を受託 6 新型コロナウイルス感染症への対応により資金調達が困難になった医療機関等に診療報酬等の概算前払を実施（令和2年5月診療分） 7 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業における慰労金・支援金の申請受付及び支払業務を受託（～令和2年度） 10 後期高齢者医療診療報酬概算払制度を実施
3	6.11	全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の可決成立	4	新型コロナウイルス感染症予防接種に係る請求支払業務を実施（～令和5年度） 10 オンライン資格確認等システムによるレセプトの振替・分割サービスの運用開始
4	10.1	高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正 ○後期高齢者の医療費の窓口負担割合の見直し		
6	4.1 12.2	全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行 ○退職被保険者等の経過措置等の終了 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正 ○健康保険被保険者証の廃止	1 4 4 9	国保総合システム更改（クラウド化） 国保情報集約システム更改（クラウド化） 国保データベース（KDB）システム更改（クラウド化） オンライン請求医療機関等への返戻レセプト・諸帳票の紙送付廃止

8. 国保会館案内図

(1) 建物概要

建設場所 名古屋市東区泉一丁目6番5号
構造 鉄骨鉄筋コンクリート造
規模 地上8階、地下1階、塔屋1階
敷地面積 1,857.24㎡ 建築面積 1,425.21㎡

(2) 館内配置図

	北 館	南 館
8階		保健事業課・求償対策課・休憩室・教養室
7階		介護保険課・障害福祉課・苦情処理委員室 苦情相談室
6階		審査管理課・常務処理委員室・監査室 会議室・オンライン会議室3
5階	大会議室・中会議室 オンライン会議室1・2	審査第三課・審査第四課・審査第五課
4階	医科審査委員会室	審査第一課・審査第二課
3階	出納室・歯科審査委員会室 愛知県後期高齢者医療広域連合事務局	支払調整課・保険者支援課・情報システム課
2階	理事長室・専務理事室・事務局長室 役員会室・総務課・職員厚生課	駐車場
1階	受付室（A・B）・応接室	駐車場
地下1階		駐車場

（令和7年4月1日現在）

9. お問い合わせ先一覧

部 署		電話番号	F A X 番号	
総務部	総務課	財務係	052-962-4077	052-962-1531
		企画総務係	052-962-8862	
	職員厚生課	人事研修係	052-962-1248	
		給与厚生係	052-962-1247	
	保健事業課	保健事業係	052-962-1379	052-962-8854
		特定健診係	052-962-8915	
事業振興係		052-962-8918		
出納室		出納係	052-962-4758	052-962-0320
監査室			052-962-4765	052-961-1021
管理部	支払調整課	支払調整係	052-962-4080	052-962-0226
		全国決済係	052-962-4068	
	保険者支援課	審査点検係	052-962-8871	
		支援調査係	052-962-1384	
	情報システム課	システム企画係	052-962-1362	
		システム一係	052-962-4762	
		システム二係	052-962-1385	
求償対策課	求償対策係	052-962-8853	052-962-8854	
審査部	審査管理課	再審査担当	052-962-4082	052-961-1021
		管理係	052-962-4727	
	審査第一課	歯科担当	052-962-4734	052-962-0031
	審査第二課	調剤担当	052-962-8864	
		柔整・訪問看護担当	052-962-4083	
	審査第三課	医科担当	鍼灸・マッサージ担当	052-962-4095
				052-962-4085
				052-962-4090
審査第四課		052-962-4106	052-962-0026	
介護福祉部	介護保険課	介護保険係	052-962-1307	052-962-8870
		苦情調査係	052-971-4165	
	障害福祉課	障害福祉係	052-962-1369	

■案内図



■交通機関

市バス

- 名古屋駅バスターミナル
幹名駅1系統（8番のりば）
「上飯田行」「大曽根行」乗車
東片端下車
- 栄（オアシス21）
幹栄1系統（4番のりば）
「如意住宅行」「水分橋行」乗車
東片端下車 徒歩2分

地下鉄

- 桜通線「高岳」下車 1番出口徒歩10分

タクシー

- 名古屋駅から15分

愛知県国民健康保険団体連合会

〒461-8532 名古屋市東区泉一丁目6番5号
TEL: 052-962-1221 FAX: 052-962-1531